

平成24年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

平成24年3月15日(木)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第1 議案第1号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第2 議案第2号 平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第3 議案第3号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第4 議案第4号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第5 議案第5号 平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第6 議案第6号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第7 議案第7号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第8 議案第8号 平成24年度永平寺町一般会計予算について
- 第9 議案第9号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第10 議案第10号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第11 議案第11号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第12 議案第12号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第13 議案第13号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第14 議案第14号 平成24年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第15 議案第15号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第17号 永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定について

て

- 第18 議案第18号 永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第19号 永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第20号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第21号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第22号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第23号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第24号 永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第25 議案第25号 永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について
- 第26 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第27号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第28号 町道の認定について
- 第29 議案第29号 町道の認定変更について
- 第30 議案第30号 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合理約の変更について
- 第31 議案第31号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 第32 議案第32号 永平寺町監査委員の選任同意について
- 第33 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第34 議案第34号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第35 発議第 1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第36 陳情第 3号 障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を

求める陳情書について

第 3 7 閉会中の継続審査申出書

第 3 8 閉会中の継続調査申出書

2 会議に付した事件

第 1 議案第 1 号 平成 2 3 年度永平寺町一般会計補正予算について

第 2 議案第 2 号 平成 2 3 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について

第 3 議案第 3 号 平成 2 3 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

第 4 議案第 4 号 平成 2 3 年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について

第 5 議案第 5 号 平成 2 3 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について

第 6 議案第 6 号 平成 2 3 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について

第 7 議案第 7 号 平成 2 3 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第 8 議案第 8 号 平成 2 4 年度永平寺町一般会計予算について

第 9 議案第 9 号 平成 2 4 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について

第 1 0 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について

第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度永平寺町介護保険特別会計予算について

第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度永平寺町下水道事業特別会計予算について

第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について

第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度永平寺町上水道事業会計予算について

第 1 5 議案第 1 5 号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 6 議案第 1 6 号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 7 議案第 1 7 号 永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定について

- 第18 議案第18号 永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第19号 永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第20号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第21号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第22号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第23号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第24号 永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第25 議案第25号 永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について
- 第26 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第27号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第28号 町道の認定について
- 第29 議案第29号 町道の認定変更について
- 第30 議案第30号 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更について
- 第31 議案第31号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第32 議案第32号 永平寺町監査委員の選任同意について
- 第33 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第34 議案第34号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第35 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第36 陳情第3号 障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を求める陳情書について

追加日程第 1 発議第 2 号

障害者総合支援法（仮称）の制定等に関する意見書について

第 3 7 閉会中の継続審査申出書

第 3 8 閉会中の継続調査申出書

3 出席議員（17名）

- | | | |
|------|-----|-------|
| 1 番 | 小 畑 | 傳 君 |
| 2 番 | 滝 波 | 登喜男 君 |
| 3 番 | 金 元 | 直 栄 君 |
| 4 番 | 齋 藤 | 則 男 君 |
| 5 番 | 長 岡 | 千恵子 君 |
| 6 番 | 原 田 | 武 紀 君 |
| 7 番 | 川 治 | 孝 行 君 |
| 8 番 | 川 崎 | 直 文 君 |
| 9 番 | 多 田 | 憲 治 君 |
| 10 番 | 上 坂 | 久 則 君 |
| 11 番 | 長谷川 | 治 人 君 |
| 13 番 | 松 川 | 正 樹 君 |
| 14 番 | 渡 邊 | 善 春 君 |
| 15 番 | 伊 藤 | 博 夫 君 |
| 16 番 | 上 田 | 誠 君 |
| 17 番 | 酒 井 | 要 君 |
| 18 番 | 河 合 | 永 充 君 |

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

- | | | |
|---|---|---------------|
| 町 | 長 | 松 本 文 雄 君 |
| 副 | 町 | 長 田 中 博 次 君 |
| 教 | 育 | 長 青 山 慶 行 君 |
| 消 | 防 | 長 中 村 勘 太 郎 君 |

| | |
|------------|-------|
| 総務課長 | 布目洋一君 |
| 企画財政課長 | 小林良一君 |
| 会計課長 | 立花紀子君 |
| 監理課長 | 南部颯浩君 |
| 税務課長 | 山田和郎君 |
| 住民生活課長 | 市岡栄二君 |
| 環境課長 | 勝見隆一君 |
| 福祉保健課長 | 岡本栄一君 |
| 子育て支援課長 | 伊藤悦子君 |
| 農林課長事務代理 | 河合淳一君 |
| 商工観光課長 | 酒井圭治君 |
| 建設課長 | 山下誠君 |
| 上水道課長 | 山本清美君 |
| 下水道課長 | 清水満君 |
| 健康福祉施設整備室長 | 山田幸稔君 |
| 永平寺支所長 | 椛山勇君 |
| 上志比支所長 | 茶谷重敏君 |
| 学校教育課長 | 末永正見君 |
| 生涯学習課長 | 長谷川伸君 |

6 会議のために出席した職員

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 南部辰夫君 |
| 書記 | 山田孝明君 |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第1号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第2号 平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第3号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第4号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第5号 平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第6号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第7号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 日程第1、議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第1号、平成

23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。

本件は、去る平成24年2月28日、予算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、齋藤君。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 去る2月28日開会の本会議におきまして付託されました7件の補正予算案について、3月8日に予算特別委員会を開催し、慎重に審議し、審査をいたしました。

議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算、議案第2号、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算、議案第4号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第5号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算、議案第6号、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算、以上7件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

歳入歳出総額7,949万3,000円を増額する平成23年度永平寺町一般会計補正予算は、共済費の増額、この冬の大雪による除雪費の増額等、それぞれ事業の確定に伴う増減等の補正予算であり、本年度も財政調整基金を取り崩すことなく4,000万余を積み立てることができたことは評価に値するものと思います。

また、特別会計補正予算6件については、不足が見込まれる医療費の増額と年度末においてのそれぞれの事業費等の額の確定による補正が主な内容でありました。

なお、質疑の主なものは、公共交通対策事業について、起債の減額理由について、不納欠損の未納金の方向性について、保育園の広域入所者の理由について、木造耐震診断改修を含めた促進についてどのように考えているのか、学校照明のLED化について、上水道事業会計補正予算の中で地下水の水利権についてなどの質疑があり、その都度理事者より答弁がありました。

以上、予算特別委員会において十分に審議し、決定されたものであります。

○議長（河合永充君） これより、日程第1、議案第1号から日程第7、議案第7号までの7件について、1件ごとに行います。

まず、日程第1、議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 予算特別委員会を3日間もやりながら、まことに少し申しわけない点があるんですけども、それと私が聞き漏らしているかもしれませんので、その辺ももしそういうことであればおわびしますが。

実は繰越明許費なんですね。補正予算書の17ページに載っているんですけども、まず永平寺口駅周辺整備事業の中で3,816万が繰り越しされております。これは一応用地の購入分の補償費というんか、そんな感じだというふうなことはお聞きしているんですけども、予算の中で京福バスの車庫の移転補償費とかそれに関する用地の分は減額されているわけですね。この辺の繰越明許された分はどういうところなのかと、この辺の違いですね。だから京福バスのやつはなぜ減額したのかなということが一つ。

それからもう一つ、健康福祉施設は源泉ポンプの申請がおくれて、発注から源泉ポンプが入ってくるまでにかかなり時間がかかるということで繰越明許されたというようなことを聞いているので、これは間違いないと思うんですけど。

それからもう一つ、松岡公園の1,200万というのがどの部分で繰り越しされたのかなということ。

それから道路改良工事の分で2,610万円の繰り越しがあるんですけど、これは町道松岡100号線の方だというふうにはお聞きしたかと思えますけれども、できれば再度ひとつ少し、簡単に結構ですから説明をいただければありがたいなと思えます。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 予算を編成するのは理事者でございますので、予算の中身につきましては理事者側のほうよりご答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず、永平寺口駅周辺整備事業の補正予算のほうで5,384万円を減額しております。これにつきましては予算特別委員会の中で

も説明をさせていただきましたけれども、これは永平寺口駅周辺整備事業の京福バスの車庫等の移転補償、またその工事等に伴います維持補修費が5,000万円、それとバス車庫の底地の用地購入費、これが384万円でございます。これにつきましては京福バスと協議をした結果、車庫移転と底地合わせて一体として補償してほしいということで、これは24年度以降で対応してほしいということで減額をさせていただきました。

それに伴いまして、17ページの繰越明許費でございますが、まずこの3,816万円でございますが、そのうちの400万円につきましては土地の分筆登記及び所有権移転登記の委託料でございます。残りの3,416万円につきましては、これは土地の購入費が1億1,800万円で、これにバス車庫の底地384万円を差し引いた分、1億1,416万円でございますが、そのうちの精算金相当額約30%分でございますが、これが3,416万円でございます。これは所有権移転登記、登記事務が完了した後に精算金をお支払いという形ということで、今回、23年度以内に登記完了がちょっと困難ということで繰り越しをお願いさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 繰り越しのことにつきましてでございますが、まず松岡公園の1,200万円の繰り越しでございますが、これは工事3カ所を出しております。まず構造物の取り壊し及び盛り土工などの工事に対する繰り越しとなっております。これは先般も申し上げましたが、東日本大震災の影響とか、あるいはコンクリート製品の特殊性から不足の材料の納入に日数がかかったということから繰り越しをさせていただくものでございます。

また、道路改良工事の2,610万円に対しても水路の工事5本を発注しておりますが、同じく震災の影響等によりまして材料の特殊性から納入がおくれたということから繰り越しをさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） もう一度、再度繰り越しの理由を説明させていただきます。

今回繰り越しさせていただきました2,000万は源泉設備整備工事に係るも

のでございまして、源泉設備工事は昨年の9月の補正においてご議決いただいた予算でございます。ポンプなどの源泉設備を設置するためには福井県の温泉動力装置許可が必要であったため、昨年の9月に実施しました揚湯試験結果を踏まえ10月17日付で源泉動力装置の許可申請を県のほうに提出させていただきました。県の環境審議会温泉部会での審議が審議後、12月22日付で動力装置設置の許可をいただきました。そこで、許可書の交付後でなければ設備工事の発注ができなかったということもありまして、工事の発注を1月下旬にさせていただいたところでございます。

今回の工事は機械設備の製作とか設置が主な内容でありまして、設備の製作の大部分は工場製作によるものでございます。こうした機械設備の製作におおむね3カ月程度必要とすることから設置及び附帯工事を施工するための期間を要し、工期を延長し、予算の一部2,000万を翌年度へ繰り越しさせていただきたいということで申請をさせていただいております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2点だけ。

1つは、予算特別委員会では担当課長しか説明してなかったんで財政課のほうに聞きたいと思うのは、下水道事業特別会計繰出金について977万2,000円減額してあるんですね。私は担当課長に対しては、会計に余裕が出てきたから単純に繰り入れを減額するというやり方はある意味乱暴だと。本来でいったら必要な金額は繰り入れする、そして返還金としてきちっと、いわゆる一般会計繰入金として別に扱わなければいけないのではないかということを書いてきました。それは今後どうするのか。会計の原則からいうと、単純に余りそうだから金を減らすというやり方はふさわしいと思っていないので、どうするのかだけ確認したいと思います。

2つ目は温泉施設の問題ですけれども、9月議会で1億2,000万計上しました。井戸は浅くするというのがその後発表されました。それで金が浮くんではないかと言われてましたが、現実的には具体的にどれくらい浮くのかという数字はまだ示されていないように私は思っています。それを浅くすることでどういうことになるのかというのをやっぱりきちっと示すべきではないかということで、質問いたします。

○議長（河合永充君） 委員長に対する質問ですので、最初委員長がお答えください。

4番、齋藤君。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 先ほども申したとおり、予算編成につきましては理事者側のほうにご答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 予算特別委員会でもちょっとご説明をさせていただいたと思うんですが、まず一般会計からの繰出金につきましては、事業会計が経営に関する基本原則を継続していきます独立採算制の原則ということを堅持いたしますので、経営基盤の健全化及び強化を図るため繰り出し措置をいたしております。下水道事業の3月補正につきましては、前年度繰越金の決算額が確定をしたことから計上をいたしております。繰越金の歳入額、補正額と主な歳出事業を考慮した場合に当該の未収支に欠損を生じない見込みから、一般会計からの繰入金を減額補正したものでございます。

また、減額の理由といたしましては、事業会計が経営に関する基本原則を堅持することが必要でございますので、事業会計において自主財源が確保できたことから事業会計としての独立採算制の原則から予算措置をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今ご質問のありました事業費が余るんじゃないかというふうなお話やと思うんですけれども、今工事を実施させていただいている最中ではございまして、ご存じのとおりまだ造成工事も、もうしばらくちょっとかかるように思います。それから、先ほどありました繰り越しのことにつきましても、今現場が動いておりますので変更なり金額の確定にまでは至っておりません。

そこで、金額が確定しましたら、議会の皆様には特別委員会などそういうふうな場所で資料を示しながらご説明させていただきたいと思っておりますので、また未使用額などについて今度詳細に説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 最初のお尋ねで下水道会計の一般会計の繰り入れ、繰り出しですか、その件につきましては、多分議員さんおっしゃっているのは、総務省

が示している基準内の繰り入れというものがあるならばその繰越金でもって年度末に相殺する必要がないのではないかというふうなお尋ねだと思います。

現在、永平寺町でやっておりますのは政策的なものとして基準外繰り出しという形でやっているものと考えているわけですが、総務省が示しております基準内繰り出しに合致するものがあるのかなのかというのは当然吟味はしているはずですが、再度検証する中でそういうことが認められればそういった基準内繰り入れ、繰り出しの基準に基づいた一般会計からの繰り出しというものをまたやっていかなあかんなど、このように考えております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 申しわけないです。

温泉のやつは後日報告いただきたいと思うんですが。ただ、本来でいうたら、発注するときにはどれくらい安くなるかというの見積もって発注すべきだと思うんですね。それは結果が出てからというのでは乱暴なやり方かなと私はちょっと思っています。言っておきますけど、それについて一たん認めたあれですから反対するわけじゃないですよ。繰越明許が係っている中ではそういうことも含めて報告があつてしかるべきでないかということと。

僕が今言ったのは、その基準内で繰り入れしているかどうかという問題ではないです。ここであらわれているからいいんですが、実は簡易水道が上水道にいわゆる一緒になって企業会計に、上水道会計になりますね。そのときに簡易水道なんかですと今までの自治体の慣例としてその起債、利息のどれだけかをきちっと納めますということをやっていました。それをやりながら、じゃ、今は単純に上水道会計に余裕が出てくるとはとても思えないですけども、そこで余裕が出てきたときに繰り入れを減らすことが、昔約束した繰り入れの基準を行政独自でやっているとしたらそこを少なくすることもあり得るんですね。そうするとある意味、企業会計そのものの会計運営が大変になるということもあるんで、企業会計の場合はやっぱりきちっとそれなりのお金を保留しておかなあかんですから、それにつながる可能性があるんでないかと。

特にこれは下水道事業のところという、今まで慣例できちっと約束して納めていた分については、その法的な、総務省の基準がどうのこうのということになしに、約束していた分については納める。余ったときにはどうするかということをやっぱり会計としてはもっと熟知してほしいと。余りそうだから減らすというやり方は、普通は会計上は乱暴ですよ。約束したのに守っていないんですから。

余って繰り入れしているんですからそこで基金とかをそうやってため込む必要はないんで、そういうときには会計処理としては返還金としてきちっと余った金を繰り入れするという制度にしておかないと、ちょっと余りそうやでこれくらいでいいんでないかというやり方ではまずいと思うんですね。そこはきちんと会計処理、これから簡易水道なんか上水道と一緒にになった関係で会計が大変になりますから、約束事は約束事でやっていかないとまずくないかということで問題提起として考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第2、議案第2号、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第2号、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第3、議案第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) この後鮮明になってくるんですが、2つあります。

一つは48ページ、説明書、まあいいんですけど、地域密着型介護サービス給付費負担金というのが当初予算で580万円あったのが、400万円の減額で180万円になってしまったんですね。だからある意味、地域密着型介護予防サービス事業というのはほとんどやっていないということにふさわしいと思うんです。

それと同時に、それ以前には示されてきたんですが、今年度の時期に地域包括支援センターが委託されるという話がされてきました。それは最近になって議会に示されてきたと私は思っています。そこらをやっぱり、町のかなめになる事業を安易に委託することについてどうお考えなのか、委員長のご意見をお聞きいたします。

○議長(河合永充君) 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長(齋藤則男君) 予算の編成の中身につきましては、編成者である理事者側のほうにお尋ねをいたしたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

地域包括支援センター、この後、介護保険の平成24年度の一般会計の中で委託料ということで出てくると思います。包括支援センター、これは6年ほど前にできたものです。それまで以前については在宅介護支援センターがその主な機能を果たしたわけでございますけど、何かその介護支援を受ける前の人を対象にした包括支援センターができたように聞いております。私はこの在宅介護支援センターと包括支援センターが一緒に行動することが住民の福祉サービスにとって非常に重要だと思い、社会福祉協議会が今現在在宅介護支援センターをやっておられます。そういうふうな観点から一緒にされることが望ましいと思っております。

またもう1点、現在の包括支援センターは社会福祉協議会からの職員が6割ぐ

らいですか、これはちょっと福祉課長に聞かないとですけど、何割かが携わって
おりまして、そういうふうな観点からも社会福祉協議会の受け入れ体制が万全で
あれば私は可能ですというより、結構かと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず予算の減額でございますけれども、これは昨年、
地域密着型の小規模多機能をつくりました。それで例年は、昨年の22年度の決
算でも82万7,000円の決算になっております。そういうところから多く予
算を見ておったわけですがけれども伸びなかったと。そういう関係でふえるだろう
ということで当初予算を見積もってございましたけれども、180万で済んだとい
うことのでございます。例年では、22年度の決算では82万7,000円という
ことのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 小規模多機能事業所ができて、そういうところで伸びてくる
かという説明だと思うんですが、僕はやっぱり地域密着型の介護予防サービス事
業というのは介護保険の今後のかなめだということで位置づけられていたと思
います。と同時に、それらを進めていく上での地域包括支援センターの役割も大き
いというのは僕らもなかなか提起し切れなかったんですが、行政もなかなかどう
していいかわからん面があったんだと思うんです。

しかし、これらを見ているとこのまんま包括センターを、いわゆる軌道に乗せ
ないまま委託していくのをこの時期から考えていたのかなと思うとやっぱりちょ
っと残念でなりませんので、これは討論もさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

日程第3、議案第3号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 23年度の介護保険特別会計の補正予算についてですが、介

護保険、今後の方向を示す意味では介護予防、いわゆる要介護の状況にならないようにしていく事業が大事だと言われて設けられたのが、地域でやっぱり介護予防事業を進める体制でした。

しかし、地域包括支援センターが設けられても現実的にはどこの行政でも大変な状況があるわけですが、それらがあんまり議会に示されないまま委託が進められていたということと同時に、現実的になかなかそういうところに行政として手が回っていない状況があるのかなというのがこの補正予算でも見えると思います。

そういう中ではやっぱりどうしても行政として、本来でいうたら軌道に乗せてから外部委託ということも考えることがあってもいいのかなと思うんですが、今の状況でそういうことが論議されていたとなるとこれは大変な状況なんで、この補正予算には反対の態度をとっていきます。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 私は、今回提出されました平成23年度介護保険特別会計補正予算（第3号）に対して賛成の立場から賛成討論を行います。

上程されました補正予算につきましては、歳入歳出のおおのこの項目での増減が明らかに計上されております。

地域包括センターの課題はいろいろあろうかと思えますけれども、これは課題を明確にして今後取り組んでいくということで、今回の第3号の補正予算につきましては十分なる審査を行いました。

したがいまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 理事者のほうから出ています第5期の介護保険事業計画、これを見ますと第2次の対象者とか基本方針、その中にも、本町では永平寺町地域包括センターのこれにつきましては社会福祉協議会への委託を検討していますということも上がっていますので、この計画は24年の2月に出されているものだと思いますので、私はそういったことに対しても賛成の立場から意見を言わせていただきました。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、討論を終わります。

日程第3、議案第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について採決します。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第4号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 簡易水道事業も決算で最後になるかなと思うんですが、約4,000万あるこの基金、繰越金は2,000万ぐらいあるんでないかという話ですが、それから充当されるものもありますからまた変わるとは思うんですけど、この基金の扱いについては委員長としてはどうすべきだと思っていますか。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 基金の廃止条例、この後の条例改正の中にも出ております。その中にも一般会計に入れてするという条例案が提出されております。私は、行政がそういう判断というより、私らより行政の皆さんは非常に、プロという言い方はおかしいんですけど、そういうふうな観点はすべて承知されており、全く不自然というんか、間違いはないというふうなことから的確に行政が出された案でございますので、私はこれに賛成をする立場でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） もう1回委員長に聞きますけど、基金の条例には設置目的があると思うんですね。それとの関係で一般会計の繰り入れというのはどう思われているんでしょう。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 確かにおっしゃることも意味がわかるわけでございますけれども、必ずしも直接特別会計に繰り入れでなく、一般会計に入れて、その後、しかるべき措置をとって特別会計のほうに繰り出すということを明確に理事者側から出されておりますので、私は特別に異論はございません。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） じゃ、これも財政当局に聞きます。

基金は簡易水道であってもその設置目的が示された基金条例があります。それに基づいて積み立てられているわけですが、この会計が廃止される時条例改定も出ているんですけど、今のところ、一般会計に繰り入れられるんでないかという話です。その後、課長の話ではちゃんとまた上水道会計ですか、のほうへ戻されるんでないかということをおっしゃったんですけど、それはそう明言されていないんですか。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 事務的な内容につきましては、理事者側のほうよりご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、まず簡易水道基金につきましては24年の3月31日で効力を失うことから、適切に処理をいたすために基金の額を確定し精査をした後に平成24年度におきまして6月の補正あたりで予算計上をしたいと考えております。また、使用目的につきましてもそのときにご説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第4号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第5号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正

予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第5号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6、議案第6号、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第6号、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 説明の60ページですし議案書は93ページですけども、いわゆる左岸1号集水井建設事業のところでは850万ほどの減があります。この減の理由について、委員長の報告でも出ていましたが、ある意味わけのわからぬ地下水の水利権なるものが建設省というんですか、今の国交省から指摘されているという話です。これについて、私はこういう議案を論議するとき、本来、特別議決みたいなのをつけて、1回意見か何かをつけて議決するというのをしないと、いわゆる国交省の言いなりになってしまうんじゃないかという思いがあります。

特に昭和20年代に掘られた本町の井戸の問題で、昭和30年代後半につくられたいわゆる河川法というんですか、それによる水利権の主張らしいんですが、本来でいったら地下水を取水していたのは本町のほうが先ですから慣行水利権が当然あるわけですね。それをこういうことで本町の計画そのものが乱されてしまうというのはやっぱり異例やと思います。

委員長も委員長の報告の中でも若干触れられていたんですが、厳しいことをやっぱり指摘せなあかんと思うんですが、私の質問といろんなことについて答弁お願いします。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 今おっしゃるこの地下水の水利権の問題、予算特別委員会でも非常にいろんな議論が集中したわけでございますけど、町長のほうから、国交省と協議をししかるべきときに議会に報告するというような明解なご答弁をいただいておりますので、私はそれを尊重したいと思っております。

もし理事者側のほうより再度ご返答があればしていただければ結構だと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 松岡地区1号の水郷につきましては、今ほど議員さんおっしゃいましたように、昭和29年から取水をしております。現在、その場所が河川法によります河川調整区域、ここに指定されているわけなんですけど、そこで新たな工事というんですか、更新工事も含めましてやるときにはやはり水利権の取得が必要でございます。

私どもとしてはそういうことで法的な手続を踏まえまして、順次計画、また工事等を進めたいと考えておりますので、今回はすぐできないということで減額をさせていただいたわけでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕は、事務を進める上ではそういうことを言われるんですけど、ちょっとあれなんです、昭和29年から取水しているということですが、これ引堤事業で堤防が確立されたのはいつでしたっけ。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 堤体というんですか、九頭竜川の堤体が増しましたのは、調べた結果42年ぐらいですかね。今の堤体、堤防、それが確立しまして今の状態というのか、今の形ができたのは昭和42年前後と確認しております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私も覚えています。以前、あそこの堤防にはまだ若い桜の木が植えてあったんですが、少し大きくなってきつつあったときに、堤防に無断に植えちゃいけないのやということで、引堤事業の後だったんですけども、切られた経過があります。

どうもそれ以降に整備されているということを見ると、どうでしょう、私の言っているのがおかしいんですかね。

○ 番（ 君） 。

○3番（金元直栄君） おかしいの？ そんなこと言っていたら自治体の水利権そのものがなくなってしまうことになるけど。僕はそれは事務的なことで済む問題ではないと思うんですね。だから町長はその辺は国交省と話していきたいと思うけれども、議会でそれは異論が出たよと、そんなもん簡単に認めてくれなかったということをしちっとつけ加えないと向こうも考えないと私は思うんですが。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 今ほど申し上げましたように、河川調整区域では慣行水利権というのは認めないです。現在は、河川区域の中では既に取っておれば水利権というのは認められているんですけど、河川調整区域では認められておりません。それで、やはり……。

○3番（金元直栄君） 課長。その法律は昭和39年にできたんでしょう。

○上水道課長（山本清美君） はい。今かかっています河川法が。

○3番（金元直栄君） 河川 というのはわかるんやけど、それは きちつとやっぱり指摘せなあかん。

○上水道課長（山本清美君） その辺はいろいろ私どもは説明しているんですけど、現在の法律というんですかね、やはりちゃんと現行の河川法の許可に基づいて進めてくださいということで今回はちょっとできないということで、そういうことで減額をさせていただきました。

○3番（金元直栄君）。

○議長（河合永充君） もう1回だけなら。最後の質問にしてください。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 率直に聞きたいですね。そこはやっぱり議会として何か意見つけておかんと、こんなことをどんどん進められたら大変なんや。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、上水道課長が答弁申し上げました。一応考え方はそうですけれども、今後工事も始めなければなりませんので国交省と十分話をして、またどういう形になるかということも含めてご返事をしたいと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 吉野土地改良で荒川からのいわゆる頭首工というんですか、取水をしている水路が、用水が何本もあるわけですね。ただ、今回、我々が携わっていたのは荒川改修を伴う土地改良でなかったですから、いわゆる頭首工、その形を変えてしまうという、要するにもっと水が入りやすくするということについては本当に河川を管理している県が認めないですね。一級河川ですから。それはおかしいということでかなり言いましたが、確かに難しいんです。

しかし、水が入ってこない以上どうもならんですから手直しはやっぱりできるわけですね。そういうことも含めて、ある意味きちつとしたことを言っていないと、これは井戸は何本もあるからほかからとればいいということではなしに、権利としてきちつと言うことを主張していかないと、そこを一步譲ると次から次へということにもなりかねないんですね。今の話を聞いていると、下手すると水

水利権そのものを買えという話にもなりかねない。水利権と言うんですから。水利権とはそんなに簡単に買えることでもないですね。それはそれできちっと指定事業以前、それも法律以前から取水していたという事実があるわけですから、それは行政としてきちっと主張すると同時に、僕は議員の皆さんの中にもやっぱり「地下水の水利権って今まである井戸について何や」という思いはあると思うんです。そういう声も含めて議会としても大変だったよということを、もしあれなら国交省の担当者に説明してきてくれということを伝えてほしいと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、九頭竜川の地下水の水利権の問題で予算計上をされています。こういう内容で計上されている以上、私はこれをやっぱり認める立場には立てないと。

会計上のいろんな問題については別に問題があるとは思っていません。しかし、ここを一步踏み外すと、本町が九頭竜川の伏流水からいろいろ取水している井戸なんかがないわけではないですから、それを地下水の水利権ということで認めてしまえばいろんなところで本町の上水道の行政に支障を来すということで、やっぱりこういうことで国交省から指摘されているとしたら、住民の立場からいったら絶対認めるわけにいかないということを主張しておきます。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今回の上水道事業会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この補正予算は2つありまして、収益的支出、そして資本的支出ということで、ただいまいろいろと討論、議論になっております資本的支出の取水削井の件に関しましては今後国との再度確認ということで、これは河川法といったようなベースでの話になろうかと思えます。

今回の補正予算につきましては、計上されました補正予算ということで妥当ということで賛成討論とさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第7、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

11時5分から再開いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第8 議案第8号 平成24年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第9 議案第9号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第10 議案第10号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第11 議案第11号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第12 議案第12号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第13 議案第13号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第14 議案第14号 平成24年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第8、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についてから日程第14、議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についてから日程第14、議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。

本件は、去る平成24年2月28日、予算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 去る2月28日開会の3月定例議会の本会議において当委員会に付託されました7件の平成24年度予算案について、3月8日、9日、12日の3日間、予算特別委員会を開催し、慎重に審議し、審査をいたしました。

その結果は、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算、議案第9号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算、議案第12号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算、議案第13号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算、議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算、以上7件の予算案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

歳入歳出総額87億5,250万円、対前年比2.7%増の平成24年度永平寺町一般会計予算案は、46件の新規事業、前年度からの継続事業や11件の拡大事業等、「未来につなぐ元気で住みよい活力・安心予算」と名づけて今議会に提出、提案されました。

その主な概要は、総務費では、えちぜん鉄道志比堺駅に駐輪場の整備、松岡芝原地係の町営住宅敷地の整地工事、永平寺線跡地遊歩道の整備、永平寺口周辺整備事業、小中学校通学路にLED照明による防犯灯の整備、本庁舎の耐震補強工事のための実施設計、2つの支所と開発センターの耐震診断、地域防災計画の見直しと防災行政無線の整備、災害用テントに用いる敷きマットを全地区に配備する費用。

民生費では、障害者基本計画・障害者福祉計画の策定、在宅で重度の高齢者を介護されている世帯に介護慰労金の支給、子ども手当、子ども医療費、各幼稚園の図書の本の整備、松岡西幼稚園の屋上防水工事、また、これまで多くの議論を交わ

した健康福祉施設の建設工事費等々であります。

衛生費では、各種検診の無料化、予防接種、ワクチン接種、健康診査等の費用等、また生活習慣病予防教室の開催費用等、環境対策として住宅用太陽光発電設備の普及、促進、小水力発電可能調査、町の木「油桐」の活用等。

農林水産業費では、有害鳥獣対策の費用、園芸、作物栽培の支援、松岡吉野、光明寺地区における農山漁村活性化プロジェクト事業費、県単土地改良事業費、林道工事費、町単独の事業費等々。

商工費では、商工会の支援、中小企業融資資金や利子補給、勤労者生活安定融資資金等の貸付事業、チャレンジ企業の支援等、また、観光客誘客のためのDVDの制作、「永平寺PRの日」や永平寺ふるさと物産市の開催費用等。

土木費では、町道の改良工事費、大雪に備えた除雪車2台の購入費、松岡公園の整備費等。

消防費では、永平寺北地区の第3分団車庫の新築、ポンプ車の更新、テロ災害や特殊災害に対応する化学防護服の整備等々。

教育費では、すべての小中学校に災害時に必要なポータブルテレビの配備、松岡小学校に災害時の救助袋の整備、また、計画的な耐震化と改修の促進に取り組む費用、NHK「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」の開催に要する費用、また、本年8月にインターハイのバドミントン競技が本町を会場に行われるためその費用、町立図書館の蔵書の整備、上志比館でのDVDの視聴ができる整備費等々が主なものである。

5つの特別会計予算の予算総額は45億3,470万円、上水道事業企業会計5億777万5,000円の6件の予算案は、平成24年度におけるそれぞれの事業等に必要な経費を計上し、それに見合う財源を充てているが、一部一般会計よりの繰り入れ等も行っている。

本年、第5次介護保険計画の見直しにより介護保険料が改正することとなったが、これは基金も底をつき介護保険会計の維持が困難と判断し増額改正となったことに対し、会計を維持するためにはやむを得ないことであると思われませんが、これまでに介護保険給付費の増嵩の理由、また抑制するための施策が講ぜられたかどうか、余り見受けられなかったような気もいたします。

また、昨年水道料金の改正、本年度の下水道料金の改正と公共料金が相次いで、しかも増額改正となったことについて、合併協議の中での町内料金の統一の方向から改定されたこととはいえ、個別の家庭にすると負担が増となっているの

で、きめ細やかな行政サービスの面からの施策によりその軽減を図られるよう要望いたします。

7件の予算案の審議の過程において、各委員よりそれぞれ個別の意見や質問があった。その主なものは、コミュニティバスについて、地域防災計画について、公債費について、定住促進事業費について、コンビニでの徴収基本手数料について、庁舎の耐震診断の結果について、ご当地ナンバープレート事業について、地区への納税報償金について、町税の不納欠損について、自動交付機利用状況と住基カードの状況について、ごみ収集手数料について、事業所と一般家庭のことに
ついて、ごみ袋の広告料について、不法投棄パトロール事業について、在宅介護慰労金、補助金について、地域ふれあいサロンについて、放課後児童クラブについて、健康福祉施設の利用、活用促進のための行政の取り組みは、今までの提案等を早急に議会の温泉利活用特別委員会へ報告を、学校のコンピュータリース料について、学校に設置した太陽光発電設備について、学校図書の購入について、松岡河川公園使用料について、中学校海外派遣事業補助金について、図書館システムリース料の概略を、有害鳥獣対策、ネットさく、電気さく設置について、おいしい福井米づくり事業補助金について、耕作放棄地対策補助金について、新規就農者給付金についての取り組みについて、農商工ブランド発信協議会、発信のやり方を町外の方に行ってはとか、産業フェアについて、チャレンジ企業支援、永平寺ビッグフェア事業内容について、商工振興関係資金預託事業について、京福永平寺線跡地の沿線の維持管理について、除雪対策について、松岡公園整備工事についてなどの質疑があった。

理事者側からはその都度詳細にわたり説明や答弁があったが、その中で一部不明な点は、常任委員会、特別委員会、全員協議会等において説明を受け、理解をされているものと思われま

す。当委員会としては、厳しく変化する社会情勢、多様化する町民の需要に対処するため、さらに一層の行政運営の効率化に取り組み、町民福祉の向上、教育の充実、生活環境の整備等、町民生活優先の町政に向かってなお一層の努力をされるよう期待するとともに、町内で調達できるものは町内で、また事業等については町内の事業者等を最優先に考慮するなど、町内の商工業の活性化、地域経済の活性化を図る努力をされたい。

以上、審査中における各委員からの質疑や意見、要望等、それぞれ意図することを十分認識され、真に町民のための町政推進に特段の努力をされんことを申し

上げます。

3日間の短い期間ではあったが、7件の予算案は、委員16名全員がこれに出席し、十二分に質疑応答が交わされ、審議を尽くされ、決定されたものであります。審査の結果は、いずれも原案どおり可決されたことについて委員各位に深く感謝申し上げます、なお、主な審議内容については、後日発行されます議会だよりの紙上において町民に広報されますよう、議会だよりの編集委員長にお願いをいたしておきます。

以上、予算特別委員会委員長としての審査報告といたします。（拍手）

○議長（河合永充君） これより、日程第8、議案第8号から日程第14、議案第14号までの7件について、1件ごとに行います。

まず、日程第8、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員長にお伺いします。

合併時の約束で、町でより専門性の高い職員を採用して町民の専門的な要望にこたえるということを行政は合併協議の中で説明しました。例えばこの間、耐震補強等を考えてもそういう職員がいればいいと思いますし、その他いろんな専門的な人がいるといいなと私は思っているんですが、その辺どういう論議がされてきたと思われているのか。

また、臨時職員の待遇の問題で言うと、ぜひ臨時職員にも希望を与えるためにどういう施策があるのか。できれば本当に正職員化の展望なんかを示すべきではないかと思っています。その辺はどう考えるのか。2つ目ね。

3つ目は、今回、私が大きい問題だと思って提起してきた問題に地域包括支援センターのいわゆる外部への委託の問題がありますが、高齢者の実態をつかんだりこれからのいろんな介護予防事業を本町が直接するという意味でも、町が守るべき分野は町が直営でやるべきだと私は思っているんですが、その辺どう思われているのか。

4つ目ですが、東北等で大震災があってそれに乗じて税の改定があります。条例の提案もあるんですが、地方税いわゆる均等割が1,000円引き上げられると。それも十数年それを続けるという話です。たしか震災関連の税制の問題で言うと、まだ決着は見ているわけではないですけども、国会で論議されているの

は法人税については3年間やったと思うんですね。それと考えてもちょっといかにもおかしいのではないかと。また、税の問題では、不納欠損の処理の対応についてまだ方向が明確に見えていないと思っています。

5つ目に、道の駅論議です。これは議会では本当に急な話ではないかな、十分論議されてきたのかなと思っています。また、構想が見えていません。これは単に道の駅論議というだけでなしに、新たな箱物ということだけではなしに、その地域のまちづくりをどうするかということを考えて上でいろいろ進めるべき問題だと思うので、この辺、私はまちづくりのランドデザインの問題を指摘しました。どう思われているか。

町の行政運営の問題ですが、物事が決まってから議会に伝えるというやり方はやっぱり変わっていないのではないかと考えているので、その辺どうお考えになっているのかということですね。

あと、温泉の問題で言いますと、道の駅論議が最近急になってきたこともあってですが、本来そういうことがあるなら温泉施設のあり方もどうあるべきかということを見直すべきではないかなと思っていますが、その辺は審議の中でどう論議され、またどう思われているのかもちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 何点かご質問ございました。

予算特別委員長としてのお答えする部分はあるかな、ないかなというのは、特に委員長としましては一応公平な立場で委員会をするのが目的でございまして、私見というのは申し上げないというのが、これは決められていることとございまして、何点かございましたが、私個人的ないろんなことはあると思いますが、これはそれぞれの予算とはちょっとかけ離れたこととございまして、また全協とか特別委員会等で私の意見は述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私のほうから質問させていただきたいと思います。

当然予算特別委員会の中で論議されてきたこととありますけれども、温泉の問題、健康福祉施設ですけれども、やはりこれはまだ多くの住民の方々がその建設に向けては疑問を投げかけている点、それから当初、広報であるとか事務説明会で「その維持管理にかかる費用については、3万人でのところ、5万人だったら

安くなりますよ。さらにそれ以上だったらもっと軽減になりますよ」と言っていた金額とやはり大きく違いがある。それをどのように住民の方々にご理解をいただく施策の点とか、それからリスク分担、それにおいて明確さがまだ出ていないというふうなところが問題点にあるかと思うんですが、それについてはどのような見解になっておりましたでしょうか。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） この健康福祉については非常にいろんな議論を闘わせたわけですが、利活用特別委員会が設置されております。

今回の中でも質問がございましたとおり、利活用委員会にその都度詳細を報告してほしいということで、また理事者側のほうからもやりますという明確な答えが出ておりますので、私はそれを尊重していきたいと思っておりますので、私はそう思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） それについてはまだいろいろ論議が必要だろうし、いろいろ問題を提起しているというふうに私は思っております。そういう立場から、やはり今回はこの問題については今後もっと慎重にするべきだというふうに考えております。

それからもう1点、先ほど同僚議員も言いましたが、地域包括センターの社協への、外部への委託の件ですが、当然委員長の報告の中にもありましたけれども、地域包括センターの本来設立時の目的、そういうものから考えるとどうなのか。例えば在宅福祉、地域で高齢者をどう見守っていこうかという点、それから特定高齢者であるとか一般高齢者の方々が今後介護にならないためのいろんな施策の面。それはある面では地域の健康づくりの施策であったり、また地域で見守りであったり、また地域で災害が起きたときのためにどういう対応をするのかということになりますと、ただの福祉課の問題、例えば一介護だけの問題じゃなく、その地域でいかにそういうものを見守っていこう、地域をそのように底上げしようかという中から、ある面では課内、庁舎内のいろんな行政の課によってまたがってくる。そういう面から考えると、地域包括センターのあるべき姿というのは、かなりのところに設置して、そこでその調整をとるべきであるというふうに考えるわけですが、そういう点についてはどのような見解になりましたでしょうか。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 先ほどの補正予算の中にもこれのことについてちょっと触れさせていただきましたけど、私は在宅介護支援センターと地域包括センター一緒にあるのが望ましいと思っておりますし、受け入れ先である社会福祉協議会が可能であれば別に問題はないと思っております。

また、町の姿勢も答弁の中で責任問題は町にあるということ、それから私はそういうふうな意見を尊重し、問題ないと言うとおかしいんですけど、現在の包括支援センターの業務内容のほとんどを社会福祉協議会のほうがやっておるとい、私はそのように聞いておりますし、受け入れ先が万全であれば私は可能だと思いますけどという見解でございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 地域包括センターについては介護保険特別の予算、それからもう一つ、下水道については下水道特別会計のところでもた論議していきたいと思いますが、下水道の料金改定のところにする簡易水道、それから農業集落排水と下水のところについてもいろいろ論議していきたいと思っておりますので、そういう立場からこの件については異議を申していきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 委員長にお尋ねをいたしますが、予算特別委員会の質疑の中でいろいろ要望していた点についてどうなるのか教えていただきたいんですが、例えば、生活交通路線維持対策事業の中でどの路線がどれだけの利用があるのかという資料を出してほしいとか、ふるさと創造プロジェクト事業の要項、定住促進支援事業の要項、自然保護実施活動募集要項、町道牧福島藤巻線の歩道の概要説明、松岡公園の24年度の工事の概要説明と農林課の新規事業の説明を資料として提出してほしいという要望をいたしております。

ただ、それができるものとできないものがあるのかもわかりませんし、きのうの産業建設常任委員会でもお願いをしていた点でもございますが、この予算審議の中で出てきたことについて今採決をとる時点になってもまだ出てきていないので、これは委員長のほうの立場としてぜひどうするのかを明確なご答弁をいただきたいなと思います。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 審議の中でいろんな提出を求められている

資料がございます。もう一度議事録を精査し、内容を確認し、議長と相談をしたいという、私はそう思っております。その中において、どうしてもこの予算の中において、予算の採決までに欲しいというふうな資料はなかったように私は思っておりますので、そういうことを思っておりますので、できるものとかいろいろなことがあると思いますので、求められたその資料等、要望等につきましては議事録をもう一度確認をしたいと思うんですが、それでいかがでございましょうか。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 少なくとも当初予算の重要な審議の中での詳細説明ですのでできたら採決とる前にいただきたかったのが私の思いですけれども、それはまた委員長にぜひ、今後についても出していただけるようにご配慮いただきたいなと思います。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 課題として受けとめさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは反対討論から。

○議長（河合永充君） わかりました。

日程第8、議案第8号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 平成24年度の一般会計の予算案についての態度であります。

今回の予算を見てもみますと、私は、例えば子育てについて見ますと、国は新システムということでやっております。これは一つの保育園と保護者との関係を重視したりする内容でありますから最近では保育園を探す保活という問題が話題になっています。本町ではそういうことはなしに行政で保育に責任を持つということですから、これは安心を与えていることだと思えます。また、保育料や子育て支援も厚い点は町民に喜ばれていると思います。介護慰労金が一步前進したことも私は評価できることだと思えます。また、これまで学校を優先させて進め

てきた学校の耐震補強の工事なども評価できる点だと思うんです。あわせて、改装に一步踏み込んだ点も評価できていると思っています。その他町民のための事業を私は否定するものではありません。

ただ、この間幾つか、これ順不同で反対の内容、理由、根拠を示したいと思えます。

1つは、合併協議会で専門的な職員、これは自治体が大きくなるに従って本当に住民の求める要求がより専門性を持つことから、合併すればそういうことを配置してそれら要望に対応したいということを合併協議会では言ってきました。これまでずっと私も言い続けていますけれども、専門職員の採用が合併の約束であってもこれから先も今明言されていないのは本当に問題だと思っています。例えばこの間、随分たちますけれども、またこれからもありますけれども、学校、公共施設等の耐震補強計画、また改装についても専門的な知識のある人がいればいいというのは石川県の地震の後の視察のときにも私は学びました。

また、今回、農業関係では非常に予算が大きいんですが、農業、特にそういう普及的な知識を持った人が本町にもいていいのではないかと。福井国体も間近に迫っていますけれども、スポーツ振興へのことを考えると採用の中にスポーツ選手の採用もいいのではないかと提言をしてきましたけれども、それらもそういう方向はいまだ見えているとは思いません。

2つ目としては、一般職員との関係で言うと臨時職員の処遇の問題です。

特にこれは安上がりの行政サービスの提供の一つとして利用してきている面があります。本来で言えば、行政がどうしても正職員以外で専門的な技術やその他のことが必要だと思うときには、より高い報酬で確保するというのが外国の例です。だから短期間もあり得るという話なんです、そうではない。希望を与えるという意味では、保育士さんなんかでいうと、臨時で入った若い子がやっとなり育ってきて、やっぱりその不安定さを自覚することで見切りをつけてほかのところへ移っていくということを考えてみても、一定の希望を与える施策が必要だと思っています。

3つ目は、町が守るべき分野については町が直営をとという問題です。

これはいき過ぎた行政改革というのは、私はいいいとは思いません。町の果たすべき役割も見きわめて行政改革を進めるべきだと思っています。特に福祉の分野で高齢者の実態を直接つかむべき部門として設けられた地域包括支援センターの他団体への委託は、僕はやっぱり暴挙だと思います。これは単に同センターの委

託だけでは済みません。高齢者の福祉の総合相談の窓口としての役割がありますし、高齢者の実態把握との関係もあります。公的な個人情報の管理でも問題があると思いますし、また町のやるべきノウハウも積み上げられることがなかなかなくなってくるのではないかと心配があります。先ほども委員長の報告にありましたけれども、在宅介護支援センターと一緒にやったほうがいいのではないかとありますが、在宅介護支援センターというのは事業展開上必要な部門です。しかし、地域包括支援センターというのは、より福祉部門としての性格が強い部門ですから行政が確保すべきだと私は思っています。

4つ目には、東北等の大震災に乗じて税の平等割をやっぱりふやすこと、増税ですね。1人当たり1,000円の増税になりますけれども、法人税等のいわゆる震災特例については3年ということで大体話されていますが、個人への賦課は10年以上も続けるというのはやっぱりこれは問題です。単純に考えてもおかしいと思います。震災の復興に乗じた便乗だと思うんです。

また、税の問題で言うと不納欠損の処理の対応の方向が、随分前から指摘していますけれどもまだ明確には見えていません。

5つ目です。道の駅の論議です。

これも議会では十分に論議されているとは思えない状況があります。先ほども言いましたが、また箱物ということ以外の問題もあると思います。道の駅がそうですけれども温泉のときもそうでした。その立地に当たって、まちづくり、地域づくりをどうしていくかというランドデザイン、まちづくりの哲学が見えないということを僕は言っていますが、やっぱり思いつきの要素があると思います。地域の人にとってみれば、温泉よりやっぱり生活できる、例えば商店だと思うんです。細々と経営しているものをさらに圧迫しかねない計画というのは、通俗的な言葉で言えば、この進める状況を見ているといいわいいわで進めてしまう状況がないか。そういう問題に気がついたときには、一たん立ちどまって見定めて見直すことも大胆にやっていく必要があるのではないかと考えています。

6つ目に、町の行政運営の進め方ですが、これは先ほどの地域包括センターの問題もあるんですが、物事が決まってから議会に伝わると。その立案、決定過程にどうも議員がかかわる機会がやっぱり少ないように思うんです。町長が設けている諮問機関とは別に本来の制度上の問題が必要だと思います。つまり、一部で考えを進めてしまうのではないか。これは公共料金の統一や引き上げでもそうでした。決められてから説明するというのが一貫した姿勢です。そう思うのは私だ

けでしょうかと言いたいところです。議会の説明も地域包括センターの進め方についても広い論議もなく、決まったところで報告ということになってきました。

また、消防の分署のいわゆる一時廃止か今後どうなるかは知らんですが、そういうときにも、本来で言うとそれを補う対案等についても十分示すべきではないかと私は思っています。

最後になりますけれども、温泉の問題です。

道の駅との関係でも、私はそういう論議があったときには、温泉のあり方そのものも含めてどうあるべきかというのは十分見直されるべき一つの機会ではないかと思っています。そういう問題もない状況がありますから、そういう意味では当然住民の暮らしに必要なものについては認めますけれども、それ以外の今指摘した問題等については認める立場には立てないということを表明しておきます。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今回、平成24年度の一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

委員長報告にもありましたように、今年度の一般予算、2月28日の本会議において松本町長が所信表明されました。総額で2.7%の増という予算になっております。予算につきましては「未来につなぐ元気で住みよい活力・安心予算」ということで設定されております。

最初に、「未来につなぐ」ということで今回の予算の中身を見ますと、町の将来につながる期待できる予算、具体的な施策が上がっております。その施策、政策として新規事業46、拡大11件ということで、この46件の数字を見ましても未来につなげる予算という編成になっているのではないかと思います。一方、3カ年の実施計画というのも、この予算の計上にあわせまして提出されております。これは単年度の計画ではなくして今後3カ年、中期の計画を見据えての計上ということで、今後ともさらに充実をしていっていただきたいと思っております。

委員長報告の中にもありました個別案件、多数あります。この中でいろんな要望事項もあります。改善事項もあります。これをぜひとも共有化してこの予算の実行ベースに当たっていただきたいと思っております。実行に当たっては、各議員からも出ております事業プロセス、これを改善していただいて、議会、そして町民、住民の意見を取り入れた事業計画、事業企画、そして実施ということは、これはこれからできるのではないかとということで前向きに取り組んでいただきたいと思

います。

以上、今回、一般会計の予算、3月8日、9日、12日の3日間にわたり各項目十分なる審査を行いました。妥当で賛成するという事で討論とさせていただきます。

以上です。（拍手）

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私の立場は、今予算につきまして反対の立場で討論させていただきます。

当初予算、これは住民の生活予算でもあります。当町が掲げる子育て支援、これはゼロ歳児からの受け入れ、また病児の保育も含め、また中学3年生までの医療の無料化等、ある面では子育てに対しての手厚い施策があります。正規の保育士、また嘱託の保育士の問題はありますが、そういう面での評価はいたしております。

また、学校の関係、教育関係ですが、同僚議員からもありましたが耐震を積極的に進めている点、それから当町独自の確かな学力向上に対するの予算、また豊かな体験学習の予算、そして学校元気創造の予算、これは現場から喜ばれている予算かというふうに思っております。

それから健康づくり、これにつきましてもがん保険の無料化、これは県内でもある面ではトップクラスじゃないかというふうに思っておりますし、特定健診の推進、それから健康モデル地域を指定して地域の健康づくりの推進、これについては評価するものであります。

それから新たに再生可能エネルギーの問題につきまして、1市町1エネルギーの取り組みとしてその貯蔵をする。そういう面では、今後住民の方に直結する予算として評価をしていきたいと思っております。

しかしながら、健康福祉施設、温泉の予算ですが、9月補正のときに4つの見解で反対をさせていただきました。町民の方々との思いがかけ離れている。今でも多くの問題があるんじゃないかという点。これについてはいまだ解決せず、住民の方々からいろんなことを聞けば反対の意見も多く聞かれている点があります。

それから2点目として、先ほども上げましたが、町の広報紙または住民説明会で5万人以上ならば1,000万以下の負担ですよ、それから6万以上になって

くればそれがもっと軽減されますというふうな形で町の温泉の問題について説明をしたかと思えます。しかしながら、当初の予算の中には6万五、六千の人口でも約1,500万円の負担がかかるというふうな点。そういう面ではいつ住民の方々にそれを説明してご納得いただくかという点がまだ未解決の部分がある。それから、今後運営するに当たってリスク分担についてはもっと明確にし、それにかかる費用についてはもっと数値的な予算をするべきだというふうなことも上げさせていただきました。それについても解決することなく、今回予算を立てているという点というのは非常に問題があるかというふうに思っております。

先ほどの道の駅の併設についての問題点、それからさっき言いました、今なおそういう不明確さがある中でその予算で推進することについては異論があるというふうに思っております。

それからもう1点、地域包括センターですが、先ほど質問にも上げさせていただきましたが、地域包括センターの本来設置する目的、これは在宅、その地域の中で高齢者をどう見ようかという形が主な設立の目的だったかのように思っております。その中で在宅福祉、それから地域での高齢者の取り扱い、そしてその地域での健康づくり、それから地域での今後防災も含めた地域をどう見るかという形においては、地域包括センターが庁舎内であって、それをある面では横断的に見る、そういう組織であるというふうに考えております。そういう中から外部団体にそれを委託するのはまだ早計じゃないかというふうに思っております。

それから下水道の料金統一であります。これもある面では住民の方々の説明の中でも、また今後予算にも触れますけれども、旧永平寺地区と上志比地区の予算の関係から見ると、もっと緩和策をとりながらそれを住民の方に説明していくというのが非常に大事かというふうに思っております。

また、そのときの上志比のほうの軽減されるご指摘ありましたが、今後井戸の採取、井戸の水のところもメーターの流量に入れてくれば、その面から考えるとそれを含まれば流量が多くなってそれが軽減されるというところも実際はもうちょっと膨れ上がってくるんじゃないかというふうなことも考えられますので、そういう面から考えて、今一般会計予算については反対の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 反対でもいいんやね。

○議長（河合永充君） 反対でもいいです。

○2番（滝波登喜男君） 私は、次の3点のことで今予算について反対をさせていただきます。

まず1点は、先ほども質疑の中でさせていただきましたが、今回の予算の中で46の新規事業、そして11の拡大事業があります。中でも、普通でしたら大きな予算を伴う事業についてはある程度の資料を持って説明すべきであると思われませんが、今回につきましては行政無線整備の実施計画あるいはえちぜん鉄道の支援については詳細説明があったと思いますが、例えば町道牧福島藤巻線の歩道の整備事業あるいは松岡公園の整備事業については特に資料もなく、口頭での説明に終わったことで詳細がわからずにということで、ぜひそれらについての説明をいただきたいかったということが1点です。

2点目は永平寺温泉についてであります。

その目的である町民の健康増進、介護予防、余暇の活用を掲げ、役場関係部署の総力を挙げて、その目的達成のためにありとあらゆることを考えやっていくというふうに12月の議会で理事者から答弁をいただいております。このことは我々議会が町民懇談会を実施し、町民から賛成派、反対派どちらも厳しい声をいただき、それを議会に反映してきたからこそ、今回、役場の本気モードが出てきたのだと思っております。

しかし、今回、3カ月が経過したにもかかわらず具体的なものが出てこなかったのは非常に残念であり、そのことを発信することが町民の理解を得ることでもあると私は思っております。ましてや、ドライバーに交通情報や地域の情報を発信する道の駅だけが先行して進んでいるようにしか思えてなりません。建物を詳細設計するのに町がどう考えるかを反映するためにも、早急にしなければ間に合わないのではないのでしょうか。最初から厳しい経営が見込まれている健康福祉施設というからには、町民のためのものになるようスピードを上げて具体案を示すべきではないのでしょうか。

3つ目には、既存の公共施設を将来どうするかを早く決めていただきたいということでもあります。

本町には数々の公共施設があり、耐震性や老朽化あるいは利用目的の変更などを考えますと、近い将来どうしていくかを一つ一つについて考えていく必要があります。箱物はそれ自体を存続させるために多額の維持管理費がかかります。すなわち財政に占める義務的経費の一部がその維持管理費であります。中

期財政計画では投資的経費すなわち普通建設費は毎年10億前後だと資料に載っておりますが、予算総額の10%強にしかありません。その中で住民の生活や福祉の向上に密接なもの、優先的なものを行わなければなりません。

今、議会では消防の統合について論議をしておりますが、県下の中でこの小さい町で単独の消防を有しているのは永平寺町だけであります。このことは町民にとって意義あることでありますし、将来的にも町民の生命、財産を守る消防の単独存続は欠かせないものであります。町の中期財政計画では、消防の統合の予算については改築費を除く車庫整備の費用を計上されておりますが、私はしっかりした消防庁舎を新築し確保することが単独消防を将来的にも残すことだと思っております。小さい町が単独消防を有することは、その分財政負担が多くなるのは当然であります。ですから他を切り詰めていくことも必要であると考えます。行政改革をスピードを上げてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私は賛成の立場で、当初健康福祉施設に反対しておったものですから、その辺の立場だちょっと述べさせていただきたいと思えます。

前回の予算で駐車場の整備費が議会の多数決で着手されたと、その時点で私は議会制民主主義の中では議会の多数決でこの事業が決定されたというふうに思います。決定された以上は速やかにこの事業が実施され、それからその所期の目的を果たすような施設になっていただくことを願うばかりでありまして、そういう立場の中では、当初、温泉の施設の建設の成否の段階では反対いたしましたけれども、去年の駐車場の整備費からもうスタートは切られたというふうに認識しておりますので、この予算に賛成しながら速やかな完成を願うところであります。

（拍手）

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 私は賛成の立場から答弁をさせていただきます。

永平寺町も合併をしまして7年目を迎えるわけでございます。やはり合併の目的でありました、とにかくこの10年間でいかに行政をスリム化するかが行政に与えられた問題かと思えます。

先ほど保育園の嘱託職員の対応等につきましても、議員のほうからいろいろと

ご意見がございました。当町におきましては、こういうほかの市町に比べますと本採用の方の比率も大変少ない状況でございます。ただ、やはりこういう時代には子供は本当に宝でございますので、行政には逐次これから少しでもこういう本採用を願いたいと、こういうふうな考えはございます。

それから、先ほど温泉問題にもいろいろとご意見をいただきました。去年の9月にこの予算が通りまして、地域の住民につきましては「本当に今度温泉ができるようになったのか」というふうなご意見もたくさんいただいております。永平寺町の温泉に賛成の方は本当に待ちに待った、そういう対応をしております。

町長も常々お話をしておりますとおり、やはり均衡ある発展という形でございます。先ほど商業が弊害になるのではないかというふうないろんなお話もございましたが、やはりこの道の駅、まだ本議会ではこんなにたくさん意見が出るとは私も思わなかったわけでございますが、本当にこういうことも将来町長も考えているという形で、もし県、また国のそういう承諾を得た場合には再度議会にいろいろと提示しながら、地域が発達する、また今言う自発的なまちづくりを地域に渡すような方法でひとつ進めてやってほしいと、そういう形をお願いをするわけで、私は今回の予算につきましては賛成意見をさせていただきます。

以上です。（拍手）

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

一番肝心の、いわゆる地域住民の福祉の向上という施策が着実になされていると。一つの例を挙げれば、本当に子育てをしやすいような施策がしっかりと提示され、また実行されていると。

もう1点、いわゆる将来に悔いを残さないという意味で行政の効率化というものに非常に励まれており、その一つの例として財政調整基金等の増が見られると。それから厳しい厳しいと言いながらも、重点施策として、お金がかかろうとも子供たちの安全のためには学校の耐震化等、緊急に着実に順番を間違えることなく24年度の予算には反映されていると私は確信しております。

以上申しまして、賛成の弁といたします。（拍手）

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、討論を終わります。

日程第8、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についての件を採

決します。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(河合永充君) 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

13時より再開いたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第9、議案第9号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 国民健康保険会計を見てもまた大きく膨れ上がってきているのかな。前年から見るとそんなに大きくないと思うんですが、この調子でいくとまた大幅な国保税の値上げになるんですかね。そういう心配で何かそういう対策はとられているような感じでしたか。

○議長(河合永充君) 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長(齋藤則男君) 本来、国民健康保険税というのは国民健康保険に加入されている者が中で相互で補うというのが原則であると思います。

しかし、町としては一般会計から繰り入れをし税負担を少しでも和らげるようさせているということは私は非常に評価するものでありますが、今後もいろんな国民健康保険税、予想されるというよりその前に、介護保険も同じだと思うんですけど、やはり分析は細かにすべきでないかなと思います。以前の報告の中でも、その分析をしながら前もって前もって対処するというのが望ましいと思います。

そういうふうなことは委員長としてやっぱり申し上げておきたいなと思います。

○議長(河合永充君) 3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 委員長がそういうお考えなのはわかりました。

じゃ、財政当局に。こういう会計の状況を見ていくと、今後の見通しについて簡単に触れていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） 国保税の税率改正ということでございますが、現在のところは考えておりません。22年度に税制改正をしまして、22、23、24と3カ年はそのまま、25年度以降についてはまた考えるということでございましたが、現在のところは考えておりません。23年度見込みですが、基金の取り崩しはしなくて済むかなと思っております。

それで23年度末の基金残高ですが1億4,600万円余りを保有すると思います。24年度当初で9,700万円を取り崩す予算はしてございます。本年と同様、取り崩すことなく済むかなと思っております。

しかしながら、医療費の増嵩によってはどうかという不安もございます。このような中で、やっぱりがん検診及び特定健診の受診率の向上、これが非常に大事かなと思ってます。これらについて強力に推し進めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 国保税、大きく国民 いわゆる国民健康保険料、法律上はね。今、税という形になっていますが、これらの大幅な値上げなんかがあったときには反対してきたんですが、今回は本町の保健事業の強化や、また検診率の向上を見ていて、期待も含めて反対はしないという立場をとっていきたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第9号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第10号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) この後期高齢者医療制度については非常に差別的な制度だと私は思っていますし、国会でもこれを見直すという方向が出ています。そんなのが本当はこういうところで示されたほうがいいと思うんですが、委員長、何か思うところはありますか。

○議長(河合永充君) 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長(齋藤則男君) この制度は老人医療にかわる制度としてできた制度であると思っております。

今、国のほうでも後期高齢者医療制度というのは見直すというふうなことで、恐らくそういう作業も進められると思います。やはりこの新しい制度が地方に合ったものにしてほしいというようなことについては地方から声を上げていくべきだと私は思っております。当議会からは意見書は出したことはないと思いますが、私は個人的に思うのにはやっぱりそういう意見書が必要かなとは思っております。これは私個人的な意見でございますので全議員とまた協議してすべきだと思っておりますが、やはり声は地方から上げて地方に合った改正を望むものであります。

○議長(河合永充君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

日程第10、議案第10号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 委員長報告のこれを認めるということについては反対をしま

す。それ以外のことについては全部反対するわけじゃございませんので言っておきますが、この会計についてはやはり差別的で、75歳以上の高齢者についてはそこで区別をするということです。以前は国民健康保険税として集められて、そこから振り分けて高齢者医療が成り立っていました。

ところが、その保険料等もいわゆるそことは別に集めるようになる。そういう会計運営になってきたことから負担が大変になってくる。それも年金からということがありました。最近では国保会計の年金天引きもありますけれども。さらに高齢者が病院へ行くと、いわゆるかかりつけ医へ行くと一月間の診療報酬が、医療機関のほうに支払われる報酬が決まってしまうというふうなこともあって問題だということが言われていました。今の民主党政権になって廃止するという方針を一たん打ち出したんですが、最近では、障害者自立支援法じゃないですけど何かあいまいになってきて、この先どうなるかわからんということもあります。

ただ、私はやっぱりこの制度はすぐにでもなくして、また本当に平等に医療を受ける権利も保障していくような制度にすべきだと思うので、そういう意味ではこの会計そのものを当分、変わるというところまでは反対の態度を貫いていきたいと思っています。

以上です。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第10、議案第10号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第11号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 介護保険特別会計の質問ですが、2つあります。

一つは、このセンターの一つのあり方として、この中にあったこれまでのサービス勘定をなくしていわゆる地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託するという話がありました。本来、これをもっと充実させて行政としての責任を果たすべきだということを私は思っていました、行政が本来の姿の地域包括支援センターの運営をしていない中での委託の発想というのがやっぱりちょっと考えられないんですが、その辺どうお考えなのか。

また、保険料の引き上げですが、介護保険でいろんな事業を展開される、また利用が進めば一定程度保険料が引き上がることはあることはあるということを思っています。ただ、それに加えても、今回は保険料のいわゆる1号被保険者の負担率の改定とありますが、僕は改悪やと思いますけれども、負担がふえたり、さらに本町の場合は階層を8段階に分けての料金の徴収です。ところが、坂井広域連合やほかの自治体では9ランク。ランクが細かいほどいわゆる利用者の保険料徴収の所得に対する実態が反映されると思うんですが、それが本町では改善されていない状況があります。ここはどうかと思っています。

それに、私は一月に2万5,000円以下の年金受給者が本町に、本町の示した数字でも600人以上いらっしゃる。そういう人たちにとってみると生活保護とはまた違った意味で生活が大変な人たちもいらっしゃるわけで、この介護保険料でいいますとここの負担率を基準の5,350円の0.5%にしてあります。しかし、福井市なんかを見ても0.35%という表示ですから、それは合併した直後の永平寺町でも一番最初が一番下の階層については0.25%ということを実施していた例がありますので僕はそうすべきだと思うんですが、そういう意味では保険料徴収の階層や、また低所得者への対応については非常に不親切ではないかと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 先ほどからこの包括支援センターの委託についてはいろいろな問題が出ております。

私は、町がそういう方針で委託されるということについてはやむを得ないというか妥当だと思っておりますが、委託することによって町の職員がそういうことは私らには全く関係ないということではなく、やはり町の職員も社会福祉協議会と歩調を合わせて、住民福祉のサービスのためには努力をしていただきたいと思っております。

介護保険の改正の中身につきましては、提案者である福祉保健課のほうからご

回答を願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 地域包括支援センターのあり方につきましては、以前から申していますように社会福祉協議会の在宅介護、それからいろいろな福祉施策の中の共有ということで利便性をより図ることが目的でもございますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

それから保険料の改定でございますけれども、これは国の基準で一応示されております8段階で当町は進めたということでございます。

それから低所得者に対しましては、今議員言われました1段階の場合は生活保護世帯、それから福祉年金の受給者ということで、永平寺町の場合は生活保護世帯ばかりの方が対象となっております。それから第2段階については352人ということで、資料でもお示ししたとおり、この方は年収大体45万ぐらいということで月平均3万7,000円ぐらいになっております。これはうちのほうで実態を調べているわけではございませんけれども、今、世帯分離をされている方がかなりあるかと思えます。これは施設入所者等が多いかなと思っているんですけども、その辺は今後調査をしていく必要があるかと思っております。

それで低所得者に対しての保険料については0.5を採用しておりますけれども、給付関係におきましては、この1段階から3段階の方については施設利用者に対しての負担限度額も適用されております。また、在宅におきましては、町のほうで低所得者居宅介護サービス利用負担補助ということで一般会計からも助成をしております。また、社会福祉協議会においても、これは社会福祉協議会のサービスを受けたという限定でございますけれども、月1万円の助成をしているという制度を持っておりますので、かなり手厚いと言うとおかしいんですけども、町はそれなりの対応をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今答弁を聞いたんですが、ちょっと一つ疑問なのは、第2段階は350名、第1段階は生活保護で旧の老齢福祉年金はもう受給者がいないという話ですが、現実的には事務報告に年金の支給状況があるんですね。そこでは月平均すると2万5,000円以下は630人ぐらいやったと思うんですが、総額を人数で割り返すとそういうことではあるんです。だからここは第2段階に350人、それが年間45万程度という、それは認識としても実態としても大きく

食い違うんですね。それは事務報告を見ていただければわかりますけど。

その辺はいかなものでしょう。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） これはあくまでも所得を拾ってあるものでございまして、年金だけではございません。そこに農業所得とかいろんな所得が入ればこれは当然ここへ入ってきますからそういうふうなものも含んでいます。これは年金だけの収入がここに上がっているわけでございませぬので、その辺の食い違いはあるかもわかりませぬ。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は討論にも立ちますけど、特に教育民生常任委員長をしている関係で保険料の徴収のいわゆる条例改正については反対の立場をその場でとれないので、ここであわせてきちっとっておかなあかんと思うんですが、僕は一定程度上がっていくのはわかるんです。

最後の質問ですけど、5,350円に大幅に引き上がります。1,350円引き上がりますから。これで地域で安心して暮らしていける介護保険に変わるんでしょうか。そのことだけお聞きしたいです。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） そのように努力をさせていただきます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 介護保険で1点お聞かせいただきたいと思ひます。

介護保険、いろんな形で地域包括センターの業務委託をしているわけです。その予算の中には特定高齢者の業務委託料、それから一般高齢者の業務委託料、そして事務事業の委託料という形でそれぞれ上がって合計2,800万ぐらいになっているかと思ひますけれども。

一例を言ひますと、例えば一般高齢者のところでは地域サロン事業約709万円、それから筋力が294万という形になっておりましたが、一般高齢者または特定高齢者も含めて施策にはまだいろんな考へができると思ひますね。その事業に対してその中身だけを委託する、一つの形態を委託するのはわかるんですが、一般高齢者全体の施策の委託とか特定高齢者向けの全体的な業務、考へ方までも委託できるのかというのが非常に見えていない。それからその業務委託の全般的なところもあるわけですが、そういう面について今回明らかになったんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） いろんな委託はほとんど社協に委託をされておりますが、委託をしたからといって町の責任はないという答弁も私はいただいておりますので特段問題はないと思いますが、詳しい内容につきましては理事者側のほうから答弁を願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） これもいつも言うておりますとおり、町の責任がございます。今までも申し上げましたけれども、運営協議会、その辺で以前は年2回ということでご答弁させていただいておりますけれども、3カ月に一遍はチェック機能を果たす、またその評価を出すということで3カ月に一遍ずつ見直し体制というのをやっていて、そこで適正に運営されているかということを確認していきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） その委託の仕方の形態ですけれども、先ほども言いましたように、例えば一つ例を挙げました一般高齢者ですと、地域サロン事業でこんだけ、それで709万ぐらい、それから筋力で294万ということは合わせて約1,000万、この予算になっているわけですね。でも地域包括センターとして一般高齢者向けに対していろんな形の施策を打つのは、本当はなけなあかんわけですね。そこはどこの責任を持つのか。そうやってきたときにどういう施策、またどういふ状況なり、そういうものを把握しながらやるかというセンター的なもの、例えばその中枢的なものはやはり行政が負うべきだと。だからそれをすべて委託でやってしまうというのはいかなものかなというふうに思うわけです。地域包括センターでいろんな施策を決めた事業、例えば形態の委託は当然そういう形で進んでいくのはいいんですが、それはここでやってしまうということになって本来の地域包括センター設立の目的が合致しない。

それから今後、地域での健康づくり、また地域の住民の方々の介護にかからないお年寄りをつくるためにもそれは行政がやるべきだというふうな考えを持っているわけですが、今後は3カ月に一度の会議でそれがなし得るといふふうにおっしゃっていますが、再度聞きますが、そういう形で全部それはなし得るといふふうに見ているわけですか。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 地域包括支援センターの運営についてチェックする

ということで、お年寄りのことについては当然保健センターのほうでもやりますし国保関係でもいろいろな保健関係はやりますから、それは町全体でお年寄り、それから町民の健康については支えていくという考えでございますので、必ずしも全部ここに、地域包括支援センターが賄うということではございませんので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 討論でまたそこらあたり述べたいと思いますけれども、私は、そういういろんな課を横断的に見るのがやはり地域包括センターであるべきなので、やっぱり行政の町から外すべきじゃないというふうな見解を持っております。また討論でそれを述べたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

日程第11、議案第11号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、24年度の町の介護保険特別会計についての反対討論を行います。

この会計では、これまで町が実施してきた、またこの後にサービス勘定を設けて実施していた地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託するという方針を出しています。これらについては行政から議会に対して余り、こちらからの提起があるまで説明されることはありませんでした。さらに、この問題では、いわゆる地域包括支援センターの課題、事業展開、これらを含めて必ずしも行政が成功しているとは思えない状況も実際はありました。逆にこういうことをある一定事業展開ができる体制をとっていかないと、いわゆるほかの組織に委託してもどういことを求めるかということがはっきりしないということが問題としてあります。

また、町の説明では、在宅介護支援センターとこの地域包括支援センターと一緒に運営すればより密接になっていいのではないかということですが、これは本来性格の全く違う組織であります。在宅介護支援センターはいわゆる介護保険の

事業展開の前提として設けられているものでありますし、地域包括支援センターというのは福祉部門的性格の強い高齢者対策、それらの問題を行政がどうするかということを考える組織でもあるはずです。そういう意味では、行政が最終的に責任を負うとは言っていますが、直接責任を負う部門を委託することは認められない。そういうことを計画している内容の予算は認められないということが一つ。

それに保険料の問題です。

保険料の改定があります。第5期の計画ということでそれなりの方向は考えて、その推計から若干の引き上げは必要だと思われま。しかし、これまで行政がよく言うんですが、県がきちっと指導するかということですが、例えば他会計からの支援について全く禁止されているわけではありません。保険者は本町ですからそういう意味では決断が必要だと思います。

それに介護保険料の基準が5, 350円ですが、所得の低い人たちの収入との関係でいってもやはりもっと負担を減らすべきではないか。これは後期高齢者医療制度の保険料と比べてもかなり割高になるということが言えると思うんです。そういう意味では、これから考えていくときにこういう保険の階層や、また低所得者への率の問題では、隣接する他の広域連合との関係からも高過ぎるということを指摘しておきたいと思うんです。

そういう立場で、これは条例の制定のところで保険料の改定については反対できないのでここで明確にそういう反対の立場を述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

今ほど金元議員のほうからおっしゃられたことにつきましては、私といたしましても十分懸念する点は多々ございます。ですけれども、ここで考えなければいけないのは、施設介護から徐々に在宅介護へ移行していくということも含めまして、それを充実させるためには本予算は必要なものと思われま。

よって、賛成とさせていただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私は、平成24年度介護保険特別会計予算について反対の

立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

質問の中でも言いましたけれども、地域包括支援センター、これは介護保険ができてそれが在宅での看護をどうしていくか、またひきこもりであるとか地域でお年寄りをどう見ようかというところの、ある面では今後そういう介護にならないお年寄りをつくるための施策として、地域包括支援センターを設けることによってそれが解消されるというふうな設立の目的があったかと思います。

先ほども質問の中でも言いましたけれども、やはり地域包括センターの役割は、その一つの事業は当然委託はできますけれども、それをどういうふうにしていくのか。それは、例えば介護保険だけじゃなくて国保の問題、それから健康づくりのところ、ある面ではいろんな各課にわたる施策となってくるというふうな観点から、やはり最終責任を負う町がその業務を手放すことに関しては非常にその目的から逸脱したものであるというふうな考え、私は反対の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 地域包括支援センターですけれども、これはある意味で指定管理者を進めているということもありますし、そういった民間に任せられるものは民間にということの中で若干懸念もあろうかと思いますが、私はこの問題は受け皿の社会福祉協議会の体制が今後整備されるべきだと。任すことについては私は異論ありませんけれども、その辺はやはり社会福祉協議会の体制強化もぜひ図っていただきたいなということを思います。

それから、今度の介護保険法の改正で1号被保険者の保険料が上がらないために在宅福祉を重視するということですからこの辺は少し期待を持ちたいんですけども、それも24時間サービスとか医療と絡めた複合サービスとかというのが新たに出てきますけれども、それはやっただく事業者の体制の問題が大きいと思うんですね。これもそういう包括ケアシステムですけれども、それは事業者にとっては余りメリットのない制度だと聞いておりますので民間が入ってこいというのはなかなか難しいと思うんで、この辺の受け皿もやっぱり社協がやらざるを得ないのかなと思いますから、そこでも社協の体制づくりというのが大変なってくるかと。

在宅と施設の違いというのは、福祉保健課長に聞きますと同じ介護度でも大体月10万ぐらい違うと言いますから、その辺で少し在宅がふえれば介護保険法も

きちんといくんかなという感じもしますので、いずれにしても社協の受け皿の体制整備というのが今後かなり必要になってくると思うんで、その辺だけを注文させていただいて賛成といたします。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第11、議案第11号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第12号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは下水道事業特別会計当初予算の説明書なんかを見ますと、本年度、この会計では下水料金が650万ほど引き下がることになっていきます。これは永平寺地区の下水道料金が下がることからこういうことが生ずるんですが、これはこの後の農業集落排水事業のいわゆる上志比地区の下水料金の従量制を導入することによる引き上げの金額と大体符合するんですね。それを考えるとき、僕は永平寺地区というのは、料金の改定するときにはそれは引き下がることでそれなりに仕方ないんかなという面もありました。

ただ、会計の引き下げと引き上げがこれだけ大体合致してくる場合は、会計の状況から見て大体プラス・マイナス・ゼロになるということを考えてと激変緩和期間を設けてもいいんじゃないかなと僕は思ったわけです。特に合併のときには公共料金というのは安いほうに合わせようということが一つの合意でありましたから、行政がいろいろそれ以後どう考えたかは別にしてその辺はどう思っておられますか。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） この下水道料金、今回の改正につきまして私もいろいろな面から勉強させていただきました。当時、私も合併協議会のほう

に、直接ではないですけど間接的に携わっており、そのときの協議が、やはり永平寺町が合併したらどこにいても同じ条件だという、そういう観点から協議会のほうで決定をされたものだと思います。一応5年をめどというのを、新町で1年おくらせて6年半たってから改正ということになっておりますので、私もやむを得ないかなと思っております。

詳しいことにつきましては、理事者側のほうからご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） それでは回答をさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり、24年度当初予算の下水道使用料につきましては、今ご案内のとおり、特定環境保全下水道使用料につきましては前年度に対しまして653万5,000円の減ということで今回予算の計上をお願いしているところでございます。この内容といたしましては、昨年12月の定例の議会で下水道の料金統一ということで条例の改正をお願いいたしました。そういう形の中で今回いろんな形で料金改正に伴う計算等をいろいろさせていただき今回の減となったような形でございます。

それで、今お話の中で金額、使用料等が今回の改正に伴いまして増減をする中で激変の緩和措置等の考え方はということでのお話かと思いますが、12月の定例議会等でもお話もさせていただきましたが、今回の料金統一につきましては、合併協議会時におきます合併後5年以内に料金を従量制で統一をするという一つの調整事項を受けまして今回の改正となった次第でございます。

それでいろいろ今までの説明の中でも申し述べてまいりましたが、農業集落排水の事業も含めた形の中で、特に今回の上志比地区につきましては現在定額制ということで基本料金が1,575円、人数割1人当たり420円という形での定額制となっております。また、永平寺地区につきましては従量制ということで10立米までが基本料金が1,575円、これが統一で10立米までが1,155円。ただし、超過料金の区分において差異が出てくるという形でございます。こういう経緯の中でいろいろ料金の統一、先ほど申したとおり、基本的には従量制で統一をするということで今回改正等をさせていただきました。

それでいろいろ協議する中で緩和措置等の検討も内部等ではさせていただきましたが、使用料に関する住民の方々の平等、負担原則を行っていくということで、今回につきましては緩和措置等を考えずに、ひとつ平成24年の6月検針分から

の従量制での統一ということでお願いをした形でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） この法案、これですと12号、要は下水道の特別会計、それから13号の農業集落排水の点と同じですので、同じ観点から質問をさせていただきます。

この5年間の猶予の中で料金改定ということがありました。従量制と固定的な制度等は従来からわかっていたことですね。そうすると5年を経過の中でことし6年目に入るわけですが、なぜその2年なりそういう緩和措置の中でそういうものが統一できなかったのかというのが非常に悔やまれます。

従量制と定額制というのはもう合併したときからわかっているわけですね。そこで差異が出るというのは当然わかっているわけですので、要はその検証をした結果、水道料金のところもわかっているわけですので、その残りの2年間で、ある面では激変緩和措置を十分とれた対応ができたはずだというのが1点。

それから、全般の議会でもそれを周知した上でそういう対応がなぜできなかったのかというのが2点。

それからもう1点質問ですが、永平寺地区の653万5,000円、これは何世帯ぐらいでそれになるか。要は、結構全般的にその流量を使う中で下がっている形ですね。上志比のほうの695万7,000円の増についてはその一番使う流量に対しての加算がされますので、ある面では使うと 高くその差異が出てくるということですね。

その後もう一つ、井戸水の流量ですね。当初、説明のときにこれを試算したときには井戸水の量はその中に入ってなかったと思うんですね。今度は井戸水の量を入れますと、流量がまたふえるということになればこの差異というのはもっと広がるんじゃないかなというふうに思います。そういうところを考えると、上志比の地区の世帯数から見ると695万の増と永平寺地区の世帯数から見ると650万の減というところから見ると、非常にそこに対しての不公平感が出る。当然公共料金ですので同じ形での統一性をとることにしましては僕も何ら反対するものではありませんし必要な措置だと思いますが、そのやり方とその幅が余りにも大きいというところにはもっと考慮すべきであったということからこのことに関してなかなか認めざるを得ないというところがあるわけですが、そこらあたりのご意見

はどのような形になったでしょう。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 先ほどちょっと申し忘れましたが、この件につきましては昨年の12月の定例議会において条例改正案を提出され、そのときにおいて十二分に審議され議員の議決を得たと。その結果、こういう予算を編成されたのだと私は思っております。住民説明も十二分になされておりますので、今また何か話を蒸し返すという言い方はおかしいですけど、私はそのような感じをとります。

あと、詳しくは担当課のほうからご説明をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） それではご説明をさせていただきます。

まず合併協議会において5年以内の統一ということで、本来ですと5年以内の統一を図るべきでございました。これについては先ほど議員の仰せのとおり定額制から従量制へ、通常は各地区が従量制であるならばその中で料金等の安価などところでの調整ということも十分考えられましたが、今回については定額制から従量制へということになかなか統一する上においての時間等がかかりました。これについては今までもご説明させていただいたとおり、そういう事例につきましては県内の市町はもとより、県外も実際に出向いた形での聞き取りなり調査等をさせていただきました。最終的にいろいろな調整に時間等を費やした結果、実際には5年以内の統一ではなくて6年2カ月という時間になった形でございます。

それで、今議員仰せのとおり、5年で統一していれば現在2年ということで2年の間に緩和措置を打てたのではないかというお話ですけれども、結果的には5年の統一が少し延びた形でございますが、現在こういう形での統一にさせていただいたというのが一つの経緯でございます。

それと、今回の料金の統一でございますが、周知等について住民の方々への周知も事前にも十分必要ではなかったかというご質問かと思えます。

今回の12月でお願いした条例改正につきましては、あくまでも使用料につきましては条例で規定をされてございます。当然使用料の改正等を行う場合には条例改正が必要となります。それを受けまして、条例改正をお認めいただいた後に十分な形での住民の方々への説明ということで今回そういう対応をとらせていただいております。2月9日、10日につきましては上志比地区で住民の説明会を行わせていただきました。また、町のホームページにつきましては1月早々

に統一内容を掲載いたしております。また、町の広報紙につきましては2月号での掲載、またこの料金統一の周知のチラシにつきましては上志比地区、永平寺地区につきましては全戸配布ということで、ひとつ内容等の周知についてはそういう形で行わさせていただいたような状況でございます。

それと、今回の使用料を見ますと、大体600万円ということで下水道の使用料が減、また農業集落排水については600万ほどの増ということで結果的には似たような数字になっておりますが、これについては当初議会等へお示ししました説明の資料とは数字等は若干変化しております。これにつきましては最新の数字等、汚水水量等と上水道の水量等を十分加味いたしまして、それと前年等の使用料等の実績等、また収納率等も踏まえた形で今回予算措置をさせていただいております。

それで先ほど、じゃ永平寺地区については何軒ほどというお話もありましたが、永平寺地区につきましては1,738件、上志比地区につきましては883件という形で、申しわけありませんが、これ説明資料等の数字でちょっと若干の差異はあるかもわかりませんがこういう形で計算をいたしております。それで1件当たりに対する負担増云々というお話もございますが、先ほども申したとおり、定額制から従量制に移ることによって、今までは人数割での料金体系でございましたが、今回からは水量等に応じた形での使用料をお願いする形となっております。

それともう1点、最後の井戸水の使用につきましては、井戸水をご利用になって、またそれを家庭内で使用しているご家庭もございます。その家庭については、現在、各家庭へ職員が出向き現地の使用確認調査を行っております。その際におきましても、その世帯の方々に今回の改正の内容等、また料金等についても十分な説明をさせていただいております。そういう形で今後も機会あるごとに十分な周知等を図って、ひとつ料金の改正等についてはこういう形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

日程第12、議案第12号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

- 3番（金元直栄君） 先ほどの質問でも言わせていただきましたが、この下水道事業会計の内容とこの後で審議される農業集落排水事業会計の内容が一致するというところで討論に立ちます。当然農集のところでも質問に立ちますが。

一つはやはりこの料金統一、公共下水道では当初の試算よりかはかなり低くなりました。しかし双方、上志比地区と永平寺地区の引き下げと引き上げ、上志比地区は引き上げ、永平寺地区は引き下げ額が一緒になるということを示された12月の料金改定のときにもそういう相殺して激変緩和みたいなのを設けてはどうかということを指摘しましたけれども、現実的にはそれはされてきませんでした。聞き入れられなかったわけですね。それを見してみると、私はやっぱり本来激変緩和というのはこれまで住民に対して何も説明責任を果たしてこなかった行政の一つの説明責任のあらわれやと思っています。それが見られないのは残念で、会計全体としてどうかという問題。この問題が予算に入れられており、なおかつ大きい会計上の表現があることから、やっぱり認めるわけにはいかないという立場をとっていきます。

- 議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

6番、原田君。

- 6番（原田武紀君） 私は合併協議会に参加していた立場から、5年以内に料金統一をすることは合併協議会のもとの約束事でありまして、この合併協議会の約束事が金科玉条とは申しませんが、やはり行政も議会も含めてそれらを尊重しながらいろいろ新まちづくりを進めていくのは責任だと私は思っております。

そういった中で5年以内に料金統一をする。これは不公平性をなくすということですから、その辺から5年という期間をとったということがすなわち激変緩和といえますか周知徹底期間もありますし、本来ですと合併してすぐ料金統一というのは、これは当たり前なんですけれども、そのところを5年とか3年とかと猶予を設けたのがすなわち激変緩和措置でなかったかなと、私はそういうふうに理解しておりますし、新まちづくりのいろんな資料の中でも全戸の町民配布の中でこのことはきちんと明記されておりますし何ら問題はないと。

それと、逆に永平寺地区は松岡地区よりも高い料金を今まで払っておられたわ

けですからその辺も一応今回すると。それから上志比地区については、この料金改定によって余り小口需要者にはそんなに影響は与えないというふうに聞いておりますし、大口というのは、ちょっと固有名詞出して悪いですけども、ひかり苑とかそういう大口需要者が大きな当たりを来るというふうに聞いておりますし、その辺の大きな当たりの来るところだけは十分に説明をいただいていると思いますけれども、その辺だけをひとつお願いして賛成意見とさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私は、この法案、また次に出される法案の2つについて共通しているので、そういう立場で反対の立場をとらせていただきたいと思います。

料金統一、それは住民の公平さから統一することに関しては何ら反対するものではありませんというのは前々から述べておると思います。その中で9月の定例のときも「統一があるということで、そこらあたりはどうしますか」と。そのときの答弁が「庁舎内で討議し十分な説明を、また議会と町民に説明して周知します」というのがありました。そして12月のときにその料金改定が出たわけですが、その中でも大きく変わることで、それから5年間の猶予がある中でなぜそういう激変緩和ができなかったという1点。それから緩和措置をぜひとってほしいというふうなところから反対をしました。

今回の予算を見てもそれが全然やられていないという点、そういう面から今回は反対の立場をとらせていただきたいと思います。

後の法案についても同じ形であります。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今も原田議員のほうからお話があったとおり、基本的にはそういうことで合併協議会の決議事項というんですか、そういう事項です。

それで町民に対する公平公正という立場からも、やはりこの法案に賛成をするものであります。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、討論を終わります。

日程第12、議案第12号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第13号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 質問させていただきます。

農業集落排水、上志比地区ですが、井戸水を使っているというところでメーターをつけるということですがどういう形で、例えばその井戸水の使用量等の割合とか、使っている量はまだはかっていないのでわからないと思いますが、そこらあたりの確認等は今回の中でなされましたでしょうか。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） ご質問の件につきましては、理事者側よりご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） ご回答をさせていただきます。

今回の農業集落排水事業の特別会計の当初予算におきましても、今申しました井戸水メーター機の設置委託料とメーター機の原材料費を持たさせていただきました。それで数量的には60個ということで上げさせていただきました。

以上です。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

それと先ほどから何回も出ていますが、やはり大幅にふえるところが出てくるということもあってそういうところはぜひ激変緩和とかが必要だっただろうと思いますし、周知をしているかと思いますがそこらあたりの了解のところも非常に問題があるんじゃないかと思しますので、また後の討論で対応していきたいと思

います。

○議長（河合永充君） 答弁要りますか。いいですか。

○16番（上田 誠君） いや、あるんやったらしてください。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） 今回の農業集落排水事業の料金統一等につきましては、特に上志比地区でございますが、先ほど申したとおり、数量等の料金等によりまして当然料金が上がる、また下がるという事例もございます。その中で特に事業所等につきましては、数量等によりまして値上げ幅が大きい部分もございます。そういう箇所につきましては、全箇所につきまして直接出向きまして内容等の説明をさせていただきご理解を得たところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕もこれは先ほど公共下水道のところで言いましたので繰り返して繰り返しては余り言いませんが、5年間、それが6年ぐらいになったということが激変緩和という先ほどの討論もありましたけれども。

一つだけお聞きしますけど、この料金の改定、引き上げになる、従量制にするということ、また、もしそれをしたときに井戸の問題等数々の問題があるということを考えながら、住民に対してこの問題をこの12月までに説明してきたことはありますか。それだけ聞きます。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 今のご質問の件につきましては、詳しい説明は理事者側のほうからお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） この件につきましては、あくまでも12月の議会での条例改正後の住民への対応ということで行ってまいりました。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ということは、それまで住民に対しては料金改定の問題については説明されてこなかった。数々の問題もあるだろうということはそれなりにわかっていたことだとは思いますが、やってこなかったということは激変緩和期間ではないんですね。その認識はちょっと聞きたいです。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） 今回の料金改定につきましては、先ほど原田議員様がおっしゃったとおり、合併時に合併のガイドブックというのを全家庭に配布をさせていただきます。その中に合併後の行政にかかわるいろいろな情報等、またお知らせ事項等が記載されている冊子を各戸配布で分けさせていただきます。その中に、上水道の料金も別ページでございますが、上水道の料金は3年以内の統一という形、また下水道の料金については5年以内の統一をということでその部分についてはそういう形での明記をさせていただきます。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

日程第13、議案第13号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは下水道会計のところでも言いましたが、今回は特に上志比地区での農業集落排水事業の料金の改定が含まれています。これは下水道のいわゆる単独会計の永平寺地区での引き下げとは違って、上志比については一身にその引き上げだけが課せられることになるということです。

会計の引き上げ額、引き下げ額が大体同額に近いということから、私は12月のときにも激変緩和期間を設けてはどうかということを示してきました。行政の今の答弁、説明を聞いていまして合併協議の条文の中にはそういうことが書いてあるということですが、それ以後、これは行政全部に言えることで住民への説明は何もされてこなかった。つまり、問題があるのに町民への説明がなかったということはそういう激変緩和期間と言われるような役割を果たしてきたことにはならないと思うんです。今までに町民への説明はなかった。その取り組みこそが今回やっぱり問題になることだと思うんです。

特に問題が大きい点もありますから、本来、公共料金の大きな改定とかいろんな問題を進める上でも決まってから住民への説明ということではなしに、やっぱり一つ一つ住民に相談しながら進めていく姿勢が必要だということを僕は述べて

おきたいと思いますし、本当に会計上の問題で言えば、決してこの部分で赤字が出る、そう考えれば、相殺すればそれほど赤字が出るということになるわけでないわけですから、ぜひ考えてほしかったと思うんです。

それと最後に言いますけれども、合併協議の内容には5年以内に統一というのがありますけれども、公共料金は原則安いほうやと。ただ、当時、介護保険の保険料については永平寺が一番安かったですね。確かにそこに合わせなかったというのがありました。しかし、それ以外の国民健康保険税やその他の問題でも安いほうに合わせようと。いろんな負担の問題でもそうです。例えば永平寺での土地改良事業等への地元負担、また農道等の負担についても一たん導入されてもそれをなかったほうへ、また法の示す方向へということで実施してきたのが実例でした。ここだけいきなり住民への十分な説明もなく引き上げというのは、やっぱりそれは行政運営で問題点があると指摘されてもいい状況になってきてしまうんじゃないかという、私は非常に大きい不安を持っています。

そういうことで、今度の特別会計の予算については反対の立場をとっていきます。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 私は上志比地区でありながら賛成という形で、聞いている皆さんは何かというふうな感覚でとるかもわかりませんが報告させていただきます。

そもそも今、定額制という金額だけが浮いておりますが、当時、私も行政におったわけですが、確かに下水ができた時分には従量制というものも十分考えてこの定額制を実は選んだわけですが、これは私だけじゃなしに議会の承認を得ながらしたわけですが、上志比地区につきましては本当に宅地面積が大きいんですね。そういった形から、やはり加入負担金の問題。それから、もし今後この下水の処理場を管理していく場合に、今言うのは、赤ちゃんとか、それから大学生で住所はこちらにあつて全然使っていないとか、それから若い人の共稼ぎ家族については本当に夜だけ帰る、そういう点から、やはり定額制というものは多少不公平もございます。そういった形で、この合併の18年の時分にこの5年をめどにひとつ従量制をしようという形で、これは水道も同じく3年で一緒にしていく、それから下水も5年で一緒にしていくというふうな形で皆さん理解をしております。

この間、私も下水道の説明会にも行ってまいりましたが、やはり地区の方からは、井戸水の問題とか、それからハウスに水をやるのでこういう問題はどうかという問題も課長より種々詳しく説明もありまして、住民もその辺については納得をしていると思います。

今回のこの予算につきましても、油桐とか、それから小発電とかといういろいろな資源を大事にする発案も出ておりますが、この水につきましても限りある資源でございますのでそれを含めて、やはり水に対する節水というものを住民に植え込むためにも今回こういう形で均等にしたほうがいいと。

なおかつ上志比地区につきましても町長に申し添えますが、均衡ある発展という形で水道、下水については同じ金を払いますが、いろんな事業におきましても均衡ある事業とかそういう発展を常にひとつよろしく願いをいたしまして、賛成意見とさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 平成24年度の農業集落排水事業特別会計に対しては反対の立場をとらせていただきます。

これは12月の定例の改定の条例のときも言いましたが、合併当初5年間で6年間に延びて、その中で従量制と定額制がわかっていたにもかかわらず、その処置をやっぱりするべきでなかったか。その間に激変緩和措置をとる時間がとれましたよというのが1点。

それから2点目、要はそういう料金の大幅な改定、それも半数以上近くが増額されることにおいて、ある面では住民の方にきちっと説明をしてからその料金改定の条例なり、またはそういう予算措置をとるべきでなかったかというのが2点目。

それから3点目はその周知の仕方、先ほど言いましたが、同じことになるかもしれない、そういうところからもっと住民の方にその周知をする。そういう立場から、ある面ではこの料金改定について反対の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 合併協議会に参加した立場からは、新まちづくり構想の中に

定額制から従量制にしますよということもきちんと明示はしてありますので、そのことだけは言うておかなあかんと思います。

○議長（河合永充君） 賛成の討論ということですね。

原田議員、賛成討論ですね。

○6番（原田武紀君） はい。

○10番（上坂久則君） もっと大きな声で言うて。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、討論を終わります。

日程第13、議案第13号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

20分より再開いたします。

(午後 2時10分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第15 議案第15号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第15、議案第15号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 閉会中であります昨日、3月14日に当委員会に付託されている議案について審議をいたしました。

議案第15号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、今議会において、地方自治法に定めてある永平寺町簡易水道事業特別会計を廃止し上水道事業会計に編入し改めるもので、委員会全員で承認したことを報告いたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第15号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第16 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第16、議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 当委員会に付託されました案件、議案16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、内容といたしましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い、個人住民税、均等割等の改正に当たり当該条例の一部を改正するものです。

1つ目といたしまして、たばこ税の税率でございます。これが「4,618円」から「5,262円」で644円の増。

2つ目といたしまして、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等でございます。また、これも9条でございますけれども、退職所得に係る個人住民税の10%課税控除を廃止するということでございます。

3つ目といたしまして、たばこ税の税率の特例ということで、これにつきましては2,190円を当分の間、1,000本につきでございますけれども2,495円、これも305円の増ということでございます。

4つ目といたしましては、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例ということでございます。これにつきましても東日本大震災に係る雑損控除額等の特例ということでございまして、雑損控除の適用期間の延長ということでございます。

また、5つ目といたしまして、個人の住民税の税率の特例等ということでございまして、第25条でございますけれども、均等割3,000円が500円上がりまして3,500円に加算するということでございます。

これは当委員会で審議いたしまして全員承認をしたところでございます。

ご報告にかえさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 特に東日本大震災をもとにその財源を確保するためにと
いうことですが、現実的には本当にそうなのかなと思えるところがあるので委員長に
簡単に質問させていただきます。

たばこの税率の変更については、値上げ関係なしにそれを確保するというこ
とでそれはそれでいいと思うんですが、個人住民税のいわゆる均等割、これを、今
3,000円を3,500円と言ったけど、3,000円を4,000円にで
しょう。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 500円。

○3番（金元直栄君） いやいや、本町は500円。本町の個人割は2,000円で
なかったですか。2,500円やったっけ。県税と合わせて4,000円になる
んでなかった？

○（君） 500円ずつ上がって1,000円上がる。

○3番（金元直栄君） ね。そんなこともあるんですが、ただそれを10年間引き上
げるということです。

今、国会で論議されているいわゆる財源確保のための特例ではいろんな増税の
話もされていますけど、いわゆる法人税なんかは5%引き下げたのを3年間据え
置くということで、3年間でそれは解消されるんですね。

本町の場合、よくご存じやと思うんですが、地方交付税も必ずしも減っている
わけじゃないんですね。財源がどうかと。緊急に500円ですとそれほどの収入に
ならんことを各自治体に課するということは、ある意味、均等割だけの賦課とい
うのは、言葉は合っているかどうかはわかりませんが、人頭割みたいな形であん
まりいいやり方ではないと私は思っているんですね。その辺どうお考えでしょう。

○議長（河合永充君） 伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 今の均等割の500円、県税は見ますと1,
000円でございますけれども、今までのいろいろな課税のことを考えればいた
し方ないと思いますけれども、それが少ないということでございますけれども、
住民にそういう意識を持ってもらえば、大震災によるというふうな災害にまた対
応するような費用ということを考えれば生かされた税金だと思っております。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回の地方税法の改正による町税条例の一部を改正する条例の制定に問題ですが、内容を見ても住民負担につながらないというんですか、直接つながらない内容も含まれていますけれども、現実的には個人の町民税の税率の特例については個人町民税を県税と本町の町民税に関して言いますと均等割が各500円ずつ、要するに1,000円の引き上げになります。これが10年間当面続けられるという話です。

先ほども言いましたように、法人税等は5%引き下げて、引き下げを5年間据え置くと。3年後には5%引き下がるという話です。

そのほか、特に高額所得者の問題で言うと、以前でいいますと、例えば株の売買等で得た利益に対する課税についても、これは特例で2分の1、10%になってもう大分長くなっています。ことしもまたこの特例で10%を続けると。本当は20%に戻さなあかんの10%を続けるという状況になっています。そういうことも整理せずに、もらえるところからもらわずに広く国民から取ろうというのは発想の本末転倒のところがあるのではないかと。さらに、ほかのことなどでも住民への負担がふえている中で、やっぱりこれだけは必ず地域経済に与える影響も出てきますので、こういう課税の仕方については賛成するわけにいかない。

しかし、震災復興ということでいろんなことをみんな協議しようということをおかしいと言っているわけじゃないということだけ言っておいて、こういう広く浅くというんですか、広く課税するようなやり方は本末転倒であるということを書いて、反対討論にかえさせていただきます。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 賛成討論としていたします。

この案件は東日本大震災復興基本法により制定される。これはやはり総務省からの通達によってこのようにするというごさいまして、ご理解を願いたいと思います。また、それについて不足があれば行政のほうから補足していただければ結構でございますけれども、一応これは本町だけのものじゃない、全国的に行うものであるということで賛成討論といたします。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案を原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第17 議案第17号 永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第17、議案第17号、永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 議案第17号、永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定について、先ほど議案第15号の簡易水道特別会計の廃止に伴い基金条例も廃止するもので、これも委員会全員で承認をいたしました。以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 一つ質問させていただきます。

予算特別委員会の中でも質問させていただきましたが、簡易水道が廃止されるということで基金についてどのようにするかということで、その基金を廃止する

条例の件です。

この条例の第1条に、基金というのは、その旨の目的指標が掲げられております。だからその目的指標の掲げられている基金を一般会計の歳入歳出予算に計上するのはどうしてかという根拠はわかったでしょうか。

それと、先ほど予算特の中でも答弁があったんでわかっているんであれですけども、一般会計、公会計に全部入ってきたときに、資産、起債、そういうものは全部請け負って基金だけはそこの中に入ってこないというのはあれなのでどうかということで、6月にということがありましたがそれが確実かということを経理長のほうに確認させていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） この基金の問題につきましては、予算特別委員会で、担当課、また企画財政課長からも答弁がありましたとおり、6月の補正で十分その辺の措置をするということで確約をいただいておりますので、そういうことでひとつご理解をお願いします。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 一度一般会計に歳入を入れるという形ですね。それはどういう根拠からかというのが1点。というのは、その基金だったらそのまま基金の中にぽんと入れればいいんじゃないかというふうな、ちょっとわからんところがあるんで、そういうきちとしたところをお知らせいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） この問題につきましては十分審議をしておりますので、それ以上の質問につきましては担当課よりひとつご説明をお願いします。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） ただいまの基金の一般会計への繰り入れというんか、その根拠でございますが、地方税法に、特別会計を廃止した場合にはその財産、基金等も一度一般会計のほうに繰り入れるというんか戻すということで、そういう規定のもとで、今回3月いっぱい精算をさせていただいて、一般会計で一応入れさせていただいて、また今後上水道会計へお願いしたいということでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろ答弁聞いていますと、附則にあるように「この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上する」ということで書いてあるんですが、これがなければ、本来なら使い方が決まるまで残るんですよね。基金は基金としてあるわけですから。それが一つ。

もう一つは、「計上する」とあるんですが、いつもあいまいになっているんですけど、最終的にどうするのかというのを、これは財政のほうから聞きたいです。基金の目的がある以上は、それはやっぱりきちっとした確約をしたほうがいいんじゃないですか。

○議長（河合永充君） 多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 詳細については財政課長のほうから答弁を求めたいと思います。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 先ほども申し上げましたが、これにつきましてはまず6月補正で対応させていただくということで、この使途につきましてもそのときにご説明させていただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） その6月にどうも出てくるというのはわかっているんです。何回もお聞きしているんですが、そのときにどういう形で出てくるかというのが。上水道の担当のほうはお願いしたいと、しかし町財政当局はそれをどうするかというのを明言を避けているように思うんですが、そこは。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まずこの簡易水道の基金を一度一般会計のほうに入れまして、その後、上水道のほうへ入れたいと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） その確認で賛成できるかどうかになるんですが、基金の繰入額そっくり大体戻ると考えていいんですか。それは将来にわたるとやっぱり上水道会計の財政状況の問題にもなって料金にはね返る場合もあり得るので、そこは確認しておきたいんですが。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 3月31日をもってまず基金の額の確定、それをも

って全額一般会計へ入れまして、それを上水道会計のほうへ戻すということでございます。

○議長（河合永充君） 二度目ですか。どういった質問でしょうか。

○16番（上田 誠君） 、ちょっと確認だけ。

○議長（河合永充君） これからは1回でまとめて質問されるように。今回は認めますけど。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 答弁で ちょっと変わったんで。

今の基金は固定で何千万ありましたね。今言う精算をした余りも基金に入れて、その中で精算した金額をそのままこっちのほう、今の会計へ持ってくると、そういうふうな発想でいいんですか。それとも、基金だけの定額基金がありますね。今まで基金が簡易水道でありましたがその金額だけを戻す。どっちですか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） すべて精算した上でのことです。全額です。基金プラスその精算額すべてです。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第17号、永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定についての件を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第18 議案第18号 永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第18、議案第18号、永平寺町スポーツ振興審

議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

金元委員長。

- 教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） 議案第18号、永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定の問題であります。

この条例の中の各項目の訂正の問題でありますけれども、これはスポーツ基本法が新たに公布されたことに基づく名称の変更で、これまでいわゆるスポーツ振興審議会となっていた、この「振興」を「推進審議会」に改めるものでありますので、皆さんによりしくお願いいたします。

これについては委員会全会一致で通っておりますので、そのこともあわせて報告したいと思います。

よろしく申し上げます。

- 議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第18号、永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第19 議案第19号 永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（河合永充君） 次に、日程第19、議案第19号、永平寺町重度障害者（児）

医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） 議案第19号、永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案であります。

これは去る3月14日の教育民生常任委員会で論議されました。これは皆さんもご存じのように、平成18年に障害者自立支援法が制定されました。この問題でいろんな障害者の負担が生じることにより、これを何としても変えていこうということで国でも論議されているところであります。

今、国会開催中ではありますが、閣議決定として、今度は改めて障害者自立支援法は廃止して障害者総合支援法というのを制定しようということであります。そういうことにより、この新たな法律は今のところは25年度から施行される予定となっておりますので、それまでの間、これまで行ってきました重度障害者に対する医療費の助成に関するいろんな項目について、いわゆる谷間ができないようにこれまで同様実施されるよう条例の制定によって補うものであります。

どうか皆さんの慎重な審議の上、ご可決をよろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第19号、永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定するにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第20 議案第20号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第20、議案第20号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長(金元直栄君) 議案第20号であります。永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての問題です。

これにつきましては、第5期の介護保険計画改定に伴う新たな介護保険料の制定の問題です。これまで標準が月額4,000円であったものを基準額で5,350円に改めるもので、8つの段階に区切り負担をお願いするものであります。

これについては常任委員会で論議され、可決されたことを報告しておきます。

それで皆さんのご可決をよろしくお願いします。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、齋藤君。

○4番(齋藤則男君) この件につきましては私の予算特別委員会の委員長報告の中にもちょっと触れましたが、改正は会計を維持するためにはやむを得ないことと思いますが、私、なぜこの介護保険が高くなったか。その要因、原因がやっぱりあると思います。そのことにつきまして、なぜこのように急激にこんだけの額を上げなければならなかったということを委員会のほうでどのように協議をされたのか。

また、今後、この介護保険、またますます需要が多くなり上がると思うんですけど、やはりこれを抑制するというような施策が必要かと思います。そういう施策のことについて委員会のほうで話をされたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（河合永充君） 金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） なぜこれだけ高くなったか。私もいろんな質問の中で、こうやって上がって介護保険がどう変わるのかということについては質問をしてきました。理事者の答弁ではそれにこたえられるよう努力したいという答弁でありました。そういうことでありますので、それは報告しておきます。

さらに、抑制の対策等については新たな介護保険計画を制定していく上で一つの基準を示していますが、今後、地域包括ケア等の事業の充実で在宅で頑張ってもらえるような制度の充実が必要なんではないかということをおっしゃっていますが、その先のことについてはまだどうなるかはわからないという状況が正直なところであります。

気になるところがありましたら、理事者のほうで答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 濟いませぬ。ちょっと補足させていただきます。

大きな要因といたしましては、高齢化に伴いまして要介護認定者の増加、またそれに伴います介護給付サービスの利用者がふえまして介護給付費が増額したということが一番の原因でございます。

それに負担割合でございますけれども、第1号被保険者、65歳以上の方の負担割合が従来は20%でございましたけれども、今回21%にはね上がったということも大きな原因になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 今、認定者の増とかいろんな増をおっしゃいましたが、この増を防ぐためにふれあいサロンとかというほかのいろんな事業があると思えます。だからもしこれが事実ならば、この事業そのものは、果たしてそのために効果があったのかということになると思うんですよね。だから今後このことについて、せつかくふれあいサロンとかいい事業がありますので認定者がふえないように、できるだけ支援ぐらいいおさまるような程度に、これは町のほうも積極的な推進をお願いしたいと思っております。

これは要望でございます。

○議長（河合永充君） 金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） 私も質問者と同様であります。そうい

う施策をぜひ強めていただきたいと思います。

なお、今、理事者のほうから答弁がありました。負担のところ、65歳以上の保険料の負担の割合が2割から21%に変わった。1%ふえるだけで5%は、要するに200円はかんかん上がってしまうという計算にもなりますので、それは療養給付費がふえているのではなしに国の制度改定の問題が反映している面もあります。それだけ報告しておきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第20号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第21 議案第21号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第21、議案第21号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 議案第21号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例について。

本案は、町営住宅の整備基準、入居者の資格、収入超過者及び高額所得者の認定等、公営住宅法の改正による制定と永平寺町の神明団地と芝原団地の廃止に伴

う団地の名称及び位置を削除するもので、これも委員会全員で承認したことを報告いたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第21号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第22 議案第22号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第23 議案第23号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第24 議案第24号 永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について～

～日程第25 議案第25号 永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第22、議案第22号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第25、議案第25号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての4件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、日程第22、議案第22号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第25、議案第25号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の

制定についてまでの4件を一括議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 議案第22号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案につきましては、先ほど議案第15号、議案第17号でも説明をいたしておりますとおり、簡易水道区域の廃止に伴い、上水道事業の給水区域編入による給水人口の変更、また1日最大給水量を改める条例で、これも委員会全員で承認をいたしました。

続きまして、議案第23号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について。

これも簡易水道廃止により給水を受ける区域の文言を削除するもので、委員会全員で承認をいたしました。

続きまして、議案第24号、永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

これも同じく簡易水道事業廃止により設置、管理に関する条例の廃止案であり、委員会全員で承認をいたしました。

議案第25号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について。

同じく簡易水道事業廃止に伴う給水条例廃止案で、これも委員会全員で承認をいたしました。

以上です。

○議長（河合永充君） これより、日程第22、議案第22号から日程第25、議案第25号までの4件について、1件ごとに行います。

まず、日程第22、議案第22号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第22号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第23、議案第23号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第23号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第24、議案第24号、永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第24号、永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第25、議案第25号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第25号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第26 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第27 議案第27号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第26、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、日程第26、議案第26号、

永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 当委員会に付託されました議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の内容といたしましては、昨年の東日本大震災において、浮きぶた付き特定屋外タンク貯蔵所の浮きぶたの沈没や破損事故が多数発生したことから、危険物の規制に関する政令等の一部が改正され、浮きぶた付き特定屋外タンク貯蔵所のうち、構造及び設備の技術上の基準が新たに制定された。これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令による手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、改正の内容といたしましては、指定数量の5分の1以上指定数量未満の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵、取り扱う場合の技術上の基準について、経過措置として附則第3項の次に第4項から第7項の4項を追加したものでございまして、この一部を改正するものでございます。施行日は平成24年7月1日となっております。

当委員会といたしましては、全委員承認のもとで承認をいたしました。

○議長（河合永充君） これより、日程第26、議案第26号から日程第27、議案第27号までの2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第26、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これについては、震災で浮きぶた付き特定屋外タンク貯蔵所というんですか、の被害があったことからということですが、例えば本町

に影響があるかもしれないと思われる該当する施設というのは近くにあるのかということと、また、そこが災害、特に火災等で火がついたりしたときには本町にとっては影響があるのか。これは予算の中にも歳入で石油貯蔵施設立地対策等交付金で100万円本町に来ていることもあるので、そういう意味ではいわゆる石油備蓄基地の問題やと思うんですが、そこらでも問題はあのかというふうなことも含めてちょっと、やっぱりそれなりの説明をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 一応町内にはないということを知りましたんですけども、詳しいことは消防長に聞きたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） ただいまの浮きぶた付きの貯蔵所ですけども、これは主に石油備蓄貯蔵所の屋外タンクでございます。

永平寺町管内にあるかないかということにつきましては、今のところそういった施設はございません。また、全国でどのような規模で備えてあるのかということでは、全国では約8,140基で、そのうち固定式が5,000、浮き屋根式が2,400基、浮きぶた式が約740基ということで、主に石油コンビナートや石油備蓄基地に貯蔵所用に設置されている設備でございます。

危険性ということですけども、そういう設備ですので主に原油、あぁいったものの貯蔵施設ですので、そういうことでよろしくお願ひします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いまいちその、手数料徴収条例の改定ですから、そういうところで事業者にとっては負担が生じるということだろうとは思いますが、例えば浮きぶたとか浮き屋根なんかも含めてですが、今回、改善の方向もあわせて示されているんですかね。どうするのか。

それと、石油備蓄基地にもし何か災害があつて火でもついたらこの辺でもすずは大分負っていくんだろうと思うんですが、そんなことも含めて交付金という形で一応旧松岡までは100万円金に来ていたのではないかなと思うんですが、そんなことも含めてどうなのかなというのを。

○議長（河合永充君） 伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 詳しいことは、プロであります消防長に聞いていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） まず構造等が変更になったかというようなことでございますけれども、まず一つ、固定屋根式特定屋外タンク貯蔵所というのがございまして。それにあわせて、そのタンクに浮きぶた付き特定屋外タンク貯蔵所が併用してそこの一枠に同じそういったタンクがあったわけなんです。どちらでも使っていただくというような感じやね。もう一つ、石油の量で自由に浮いたり沈んだりする浮き屋根式というものもあるんですけど、そういったものがあつたのを、これと3つに分けた浮きぶた付き特定屋外タンク貯蔵所というのをもう一つ掘出したと、出したということです。そしてその徴収条例がそれぞれこれに加わつたということでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） テレビで見ていると、実際浮いている浮きぶたが原油とか石油類の中に半分沈んでしまっていると。いわゆる石油類が野ざらしになっている状況というのをテレビなんかで見ていると、そこに火がついたりすることで大変になったということは聞いているんですが、できたらやっぱり今後そういう区分として分けるだけではないに、そういうところをどう改善していくのかというのもまた関係会議とかそういうふうなところがありましたら問い合わせさせていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第27、議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

3時20分より再開いたします。

(午後 3時10分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第28 議案第28号 町道の認定について～

～日程第29 議案第29号 町道の認定変更について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第28、議案第28号、町道の認定についてと日程第29、議案第29号、町道の認定変更についての2件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、日程第28、議案第28号、町道の認定についてと日程第29、議案第29号、町道の認定変更についての2件を一括議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） この案件も委員会に付託されておりますので。

議案第28号、町道の認定について。

松岡吉野土地改良事業完了と県道稲津松岡バイパス工事の取りつけ道路に伴い、地係は、松岡小畑、松岡西野中、松岡上吉野、松岡湯谷地区で5路線、延長にしまして1,147.2メートルを認定するもので、委員会全員で承認をいたしました。

続きまして、議案第29号でございますが、町道の認定変更について。

これも議案第28号により町道8路線、これにつきましては、地係は、松岡吉野、松岡湯谷、松岡西野中、松岡上吉野の8路線4,171.7メートルを3,128.1メートルに変更認定するもので、この案件につきましても委員会全員で承認をいたしました。

以上です。

○議長（河合永充君） これより、日程第28、議案第28号と日程第29、議案第29号の2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第28、議案第28号、町道の認定についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第28号、町道の認定についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第29、議案第29号、町道の認定変更についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町道の認定については意見はないんですが、前もちょっと触れたんですけど町道32号線、これは下吉野の吉野産業という工場のところ、「32」と書いてあるところから真西におりている道ですが、そこには本当は橋はないんですね。ただ、旧道があったことになっていてそこが町道になっているのかなと思わないでもないんで、そこらは精査してほしいし、いわゆる今はエイトシステムのほうへ入る道路のところも道路の反対側に町道があるんですね。別にそれがあかんとかいうわけでなしに、その辺もちゃんとするようにしてほしいと。ただ、町道として認定しておくとその整備も必要になるのかなと思うので、その辺をちょっと。

特に蛍が一番よく出るというんですかね、クリスマスツリーみたいになるというんで皆さんに喜ばれている竹やぶ付近の、いわゆる道路の反対側にある道路については町が管理していただくとなおいんですけど。

○議長（河合永充君） 多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 詳細については担当部署よりひとつ説明をお願いします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまの町道吉野32号線の件でございますが、今回は川沿いのほうについての町道認定変更ということで、これはもともと松岡小畑まで入っておりましたが土地改良区によりまして形状が変わりまして短くなったというところから、まずこの32号線の変更認定をお願いしております。

また、山側のほうにつきましては、これはもともと町道認定となっております、地元のほうからもやはりこういうような管理移譲につきましては町のほうが一括してさせていただくということで考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第29号、町道の認定変更についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第30 議案第30号 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第30、議案第30号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長(伊藤博夫君) 当委員会に付託されました議案第30号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更についてご報告を申し上げます。

1つ目といたしましては、第2条関係でございます。現行におきましては43事務組合から4組合を削除いたしまして、改正につきましては、39事務組合に1組合を加えた40組合となるわけでございます。

2つ目といたしましては、第3条でございますけれども、第1項第1号に掲げる共同処理する事務でございますけれども、現行におきましては、処理する組合、市町村等は25組合から3組合が抜けまして削除されまして、改正におきまして22処理組合を加えた23組合となるわけでございます。

附則につきましては、知事の許可のあった日から施行するというところでございます。

これは委員におきましては全員承認いたしました。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) これを見ていてうらやましいと思うんですが、坂井地区の広域連合にはこれで三国あわら斎苑組合のことと、もう一つは女形谷にある霊園と

いうんですか、が入ることになるんですね。本町なんかはそこに入れるということはないんですか。

何でこんなことを言うかといいますと、本町は今、もしお悔やみがあれば遺体の火葬を他市へお願いするほかないんですね。勝山は幾らか知らんですけど、たしか福井市や坂井市は1体火葬にすると8万円という負担が要るんですね。これは事務組合に入っているところは、たしか1万円ぐらいで済むようになっていたと思うんですね。

ただ、以前から旧松岡時代にも話題になっていたんですが、そういうこと。上志比では村への火葬場がないということでそれに対する負担というんですか、何か施設をつくったときになくしたこともあって葬儀を出したときの車代とかを出しているというふうなこともありますので、そんなこともこういうことで上がってきて一つ一つ議決していくときには話題にもしていけないといけないのかなと思いますので、その辺どう考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 永平寺町におきましては、かなり丸岡等へは行っているわけでございますけれども、その点につきましてもまた今後考えなあかんことかもしれませんけれども、理事者側の答弁があればひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○3番（金元直栄君） 暫時休憩。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 3時31分 休憩）

（午後 3時34分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今ご提案あったこと、行政としても十分認識しておりますので今後の課題とさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第30号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合理約の変更についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第31 議案第31号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第31、議案第31号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長(伊藤博夫君) 当委員会に付託されました議案第31号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更についてでございます。

1つ目といたしましては、第3条にありました第2号中「事務」の次に「(福井市を除く。)」を加えるわけでございます。

2つ目といたしましては、第6条の次に次の1条を加えるということで特別議決ということでございます。第6条の2、「組合の議会の議決すべき事件のうち関係市町の一部に係るものを可決するには、出席議員の過半数の同意及び当該事件に係る関係市町から選任されている出席議員の過半数の同意のいずれもがなければならぬ」ということございまして、これは附則といたしましては、平成24年の4月1日から施行するということでございます。

詳しいことは、福井市が電算業務のみ脱退したため議員議決の変更となったことございまして、当委員会といたしまして全議員の承認を得たわけでございます。

ご報告を終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これいろいろ説明を聞いたりして内容はわかるんです。福井市が抜けることでその扱いをどうするかということですからわかるんですが、1つは、これで福井市は事務のところでは全く関係なくなるのか。

2つ目は、参加自治体の議会の議決が必要の意味。ある意味、一つ一つの議会の議決を経ないとそれが認められないよということにしたのかという意味があるように思うんですね。福井市みたいに勝手に抜けるわと言えんようにすることやと思っているんです。そういうのをもう少し明確にさせていただくとありがたいと思うんですが。

○議長（河合永充君） 伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） そういう市町村の広域圏には私は関係していないものでちょっとこれらわからないんでございますけれども、理事者のほうは何回となく打ち合わせはしていると思いますので、詳しいことは理事者のほうにひとつお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） この共同事務を行っております、その中の電算業務からは福井市は完全になくなるということです。

それから特別議決の意味でございますが、今おっしゃったようなことがあるかどうかはちょっと私聞いておりませんけれども、より議決を丁寧にするということが1点あります。

それからもう一つは、この議決をする場合に、今申し上げたように電算業務の場合、電子計算の業務に関する場合でも福井市の議員が議決に加わります。それのみで、福井市は全く電算業務に関係ないにもかかわらず福井市の議員さんの意向が反映されてしまうという可能性が出てまいります。それではなくして関係する3団体の議会の意思が強く反映されるということを加えるという意味で、より当該業務に関係のある市町の議決というものを丁寧に尊重するという、そういう意味でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そのところがもう少し詳しく聞きたいところなんですが、特別議決というのは、いわゆる今度この永平寺が勝手にするから抜けるわといったときに、それぞれの議会の議決がないと永平寺は抜けられないことになるとい

うことで理解すればいいんでしょう。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ちょっと私の説明をよく理解していただきたいんですが、この組織をしている広域圏というところで清掃業務、それから電子計算業務、そして広域観光というこの3つの業務をやっております。これが4市町がすべての業務に加入しているんであれば通常の過半数という議決で進むわけなんです。しかし、この業務の中で入っていたり入っていなかったりと業務によって市町の構成が違う場合、そういう場合には、その違う業務に関する議決をする場合に、今言うように特別議決という方法をとるということです。

それで、今おっしゃる脱退をするとか何とかという話ではないんです。あくまでも今回、3つの業務の中で一つの業務、要は電子計算の業務の構成団体が違いますよと、それに関する議決の場合に3つの構成団体の議決が、それぞれの議員の過半数が必要になるということで、より電子計算の業務に対する議決については丁寧にするということでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 事務組合を運営していく意味では、最初参加して構成してきた自治体が抜けるというのは非常に大きい痛手になる可能性があるんですね。今課長の言っている意味はようわかるんですよ。

しかし、福井市は東山に清掃センターを持っています。そういうこともあって、下手するとそれが稼働率や焼却絶対量の問題で川西地区が広域圏のごみから撤退する場合もあり得ることも全然ないとは言えないんや。私たちがこの電算業務から福井市が撤退した経過を見ると、それこそ簡単にできないようにするようなシステムを考えないといけないと私は思うんですね。今度は丁寧になるというんでそれはいいんですが、そういうことも含めて対策を十分考えておかないと、僕は本当に2階に上げておいてはしごを取る。大体絶対数でそのほかを足した部分よりかはるかに大きい自治体が抜けるなんていうことは、普通、事務組合ではあつてはならんことです。それを平気でやれるところに問題があると思っています。

そこは1回そういう条例のことも含めて、最初の構成団体、安易に抜けられないようにきちっとしておくことは。加わってくることはそれなりの負担をもらえばいいからいいんですが、絶対数が減ってしまうことによって運営そのものが非常に大変になる場合もあるので、この場合はまだほかの業務が残っているのでそうはならんですけども、そういうこともぜひ今後は考えていく必要があるんで

はないかな。ある意味、それが合併で自治体がそれなりの規模を持つことで示した一つの方向なんかと思うので、その辺もぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今の広域圏の規約の変更ですけれども、これはたしか永平寺町は4人議会に出ています。あわら市が5人、坂井市が6人、福井市はちょっと数字はわかりませんが、今の話のように電算業務でいろいろなことが今後出てくると思いますので、そういう場合にそれぞれの2市1町のそういう議会の議決をやっぱり大事にしようと、こういうことなんです。福井市が相当人数が多いものですから、福井市がかかわっていないのにこれにそういう違う力を発揮して、出て何とかとなってくると困るもので、その3つの市と町の議決を大事にしようということでこういう取り組みをしていると思います。

それで、福井市は電算に入っていないから、福井市が入っていないのに、2市と1町といろいろな構成があるところにかぶさってきて、たしか10人だと思うんですけども、永平寺町4人ですからその数で押し切られると困るのでそれぞれの市と町の議決がなければ、例えば福井市の意見があっても、それはもう関係ないということで特別議決ということ組んだんだと思いますので、町としては非常にいい形だと思います。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第31号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第32 議案第32号 永平寺町監査委員の選任同意について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第32、議案第32号、永平寺町監査委員の選任

同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中博次君） ただいま上程されました議案第32号、永平寺町監査委員の選任同意についてご説明を申し上げます。

議案書129ページをごらんいただきたいと思います。

知識、経験を有する者のうちから選任いたします監査委員として、現在病氣療養中で退職を申し出ておられます永平寺町上浄法寺の吉川慶一氏の後任に、永平寺町東古市の小山和男氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

同氏の略歴は次のページに記載のとおりでございます。人格高潔で地方公共団体の行政運営に関しすぐれた識見をお持ちの方でございますので、何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろ示されてもよくわからないところがあるんで。

率直にどういう人なんですか。ここに職歴は書いてあるんですが、いわゆる公務員の後、民間の会社に入ったということなんですが、とらえ方によっては天下りと言われることにもなるんで、こういう職務に対しては実際はどうなんでしょう。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 同意をお願いいたします小山氏は県庁の職員でした。そして、ここに書いてありますように土木の技術者です。最後は土木部技幹ということで土木部長に次いで職責になります。それで非常に行政にもすぐれておりますし、それから地域のことにもよく精通しておりますので非常に適任だと思っております。後の退職されてからの就職といいますのは、これはそれぞれ再就職される方もいますので、そういうことでこの方は飛鳥株式会社へ就職したということでもあります。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっと僕は本当に全く面識のない、どういう状況かわからないので、反対するのは悪いかなと思いますので、採決のときには退席だけさせていただきます。採決のときにはそういうことを、採決しますということをお

ていただければありがたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第32号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の諸君は起立願います。

（起立全員）

○議長（河合永充君） 起立全員です。

よって、議案第32号、永平寺町監査委員の選任同意についての件について同意することに決定しました。

～日程第33 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第33、議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中博次君） ただいま上程いただきました議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明を申し上げます。

議案書130ページをごらんください。

現在、固定資産評価審査委員会委員には、永平寺町松岡湯谷の大道進武氏、同じく谷口の松田 滋氏、同じく清水の山田登代志氏の3氏にお願いをいたしておりますが、本年3月31日で任期満了となります。このため、後任といたしまして、大道進武氏、山田登代志氏の両氏を再任いたし、新たに永平寺町鳴鹿山鹿の前川次夫氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

各氏の略歴は次のページ以降に記載のとおりでございます。いずれの方も適任と考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件
を採決します。

この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（河合永充君） 起立全員です。

よって、議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につ
いての件については同意することに決定しました。

～日程第34 議案第34号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第34、議案第34号、永平寺町教育委員会委員
の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中博次君） ただいま上程されました議案第34号、永平寺町教育委員
会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

議案書131ページをごらんいただきたいと思います。

教育委員5名のうち、永平寺町松岡芝原の朝倉昌紀氏が本年3月28日に任期
満了となります。このため、後任に、永平寺町松岡松ケ原2丁目の粟田浩史氏を
新たに任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴は次のページに記載のとおりでございます。人格高潔で教育に関し
識見をお持ちの方でございますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し
上げます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第34号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（河合永充君） 起立全員です。

よって、議案第34号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件については同意することに決定しました。

～日程第35 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 日程第35、発議第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） それでは、朗読させていただきます。

発議第1号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件
に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年3月15日 提出

永平寺町議会議長 河合永充 様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 永平寺町議会議員 | 滝波 登喜男 |
| 賛成者 | 永平寺町議会議員 | 小畑 傳 |
| 〃 | 〃 | 長岡 千恵子 |
| 〃 | 〃 | 原田 武紀 |
| 〃 | 〃 | 上田 誠 |
| 〃 | 〃 | 金元 直栄 |

永平寺町条例第1条

地方自治法第96条第2項の規定による
議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を次のように定める。

(1) 永平寺町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定められた基本構想及び基本計画（永平寺町総合振興計画）の策定、変更または廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号、議会の議決すべき事件に関する条例についてであります。地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日施行され、これまでの議会で議決してきた町の基本構想は法律による義務づけが廃止されました。

しかし、基本構想及び基本計画は町の将来に関する重要な事項なので、議会で十分な審議をした上で議決することが必要であるので、この条例案を提出するのであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 私は十分議会の中でも改めてつくるという論議が少ないと思いますので率直にお聞きしますけれども、これ国が法律をつくって23年の4月に設立した自治法ですね。それで今のは廃止じゃなくてこれ削除となってますけれども、どういう理由で国が削除したのか、その理由をお示してください。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） これも議会の中で説明をさせていただきましたが、従来、各市町村で基本構想を策定しなければならないと法律で義務づけられておりましたが、今般ほとんどと言っていいほど自治体では基本構想あるいは基本計画をつくり、まちの将来構想をつくってまいっております。そのことをかんがみ、国では法律で義務づける必要性がなくなったということで今般その法改正がなされました。よって、当然議会でも議決することの義務づけが廃止されたということで

あります。

本議会においては、ほかの各議会においても同様に、この基本計画については議会で議決することが必要であるということで、この条例案を提出するものであります。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） もともとこれを廃止するということは、地方分権を推進するという一括法の中の処置ですから、地方みずから自分たちの将来を描き、その中で必要なものを策定するという趣旨で第3次の中で示されたわけでしょう。それを受けて、国はこういうふうに削除するというのでやったわけですから、今の答弁と全然意味が違うと思いますけれども、その辺は間違いないんですか。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 自治法で定められている、いわゆる議会で議決する義務づけがなくなったということで、議会においては従前のおり、この基本計画を議決する必要性を感じ今回提出するものでありますので、これは当議会においての問題でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） ですから、一たん決めた条例とか法律というのは、よく大学へ行って法学で習うのは、悪法も決められた以上は法であるということから始まるわけですから、要するに決めるときの前提条件、どのような論旨、趣旨があって削除されたのか。これのもともとは昭和40年に1回改正されているわけでしょう。それは昭和44年ですから高度成長期、多分田中角栄首相時代やと思いますけれども、国がそれぞれの地方自治に、そのときにさまざまな振興に関する法律等をつくった上です。ところが、やみくもに何でもつくると地方の自治あるいは国のあり方が違ってくるということで、必ず将来を見越してみずからが構想をつくってくださいよということをやっているわけですから、だから全然趣旨が違ってきていますから。

ですから私は決して反対のつもりじゃなくて、法律というものは条例でも、自分が提案するということは、町民にとってこれは必ず将来を縛ることにもなるわけですから、その辺が議会の中で十分議論をし尽くしたとは私は理解しておりません。決して反対ではありませんけれども、時期尚早であるというふうに主張して終わります。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ちょっと言っていることがよくわからないんですが、これはあくまでも当議会において我々議会がこのまちの基本構想について、当然町民の代表である議会が必ず十分に審議をし議決する必要性を感じるというところで提出しているものでございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 私はこの案に対して理解に苦しむということでございます。私はこの案に対して、提案者に非常に申しわけございませんけれども、私は保留をさせていただきます。議席を離れて保留をいたします。

○3番（金元直栄君） 何も理由を言わずに。

○議長（河合永充君） 今退席されるんで。

○3番（金元直栄君） 何も理由を言わんと。

○ 番（ 君） 理解ができんのやっつて。

○議長（河合永充君） 理解ができないということなんで。

○3番（金元直栄君） 理解ができないの。

○10番（上坂久則君） 理解が足りんってことや。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これまで自治法にあったいわゆる議会の議決すべき案件からこれが離れたというのは、地方分権の推進の中でこれまで国で縛っていたものを自治体でつくることについて自治体が考えればいいと。それは議会の議決においても議会で行っていけばいいという内容だったと私は聞いているんですね。その辺をもう少しわかるように説明していただきたいと思います。

いや、地方自治法から議会の議決案件として縛ることなくそれがなくなったというのは、分権法の論議の中では、そういう各自治体の計画については国が議決しなさいとかそういうことで縛ることなく、自治体の判断で自治体における議会が判断するようにすればいいということになったと私は聞いているわけですね。だからそれについて、そういうことでいいのかどうかというのをお聞きしたいということです。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） おっしゃるとおりだろうということでもあります。

要は、法的に国が義務づけなくても各市町村は自主的にやっている、つくっていると。それについて議会側も必要があったらこういう条例を定めて議決すれば

いいということなんで、それにのっとなって我々議会は必要性を感じて提出しているということでもあります。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 今のいきさつからいくとちょっとおもしろいなと思ったんですけれども、私も今滝波さんのほうに賛成している一人ですけれども、その賛成した理由としましては、一応町の構想事業、実施計画等については早い時期、構想を練っている時期から議会がそれに関与していく必要があると。関与できなくなったのでは住民のため、町民のためにはならないというふうに考えまして滝波議員の発議に対して賛成をしたわけなんですけれども、皆さんもその内容についてやっぱり議会に示されたほうが行政と議会がより親密な関係あるいは切磋琢磨する関係を持って維持できるのではないかとというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 答弁はよろしいでしょうか。いいですか。

○5番（長岡千恵子君） 答弁は必要ありません。

○議長（河合永充君） はい、わかりました。今ちょっと質疑やったもので。

ほかありませんか。

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ご異議がないようですから採決いたします。

発議第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 4時06分 休憩）

（午後 4時07分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第36 陳情第3号 障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を求める陳情書について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第36、陳情第3号、障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を求める陳情書についての件を議題とします。

本件は去る平成24年2月28日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） この障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を求める陳情書ですが、これは議会が始まる以前、表記の各種、例えば福井県精神保健福祉家族会連合会の会長とかきょうされん福井支部の運営委員長とか、そういう人たちの連署、連名で陳情が上がってきたものであります。

現在、国会では、これまでありました障害者自立支援法、これは先ほど条例の制定のところでお願ひしたこともありますが、その自立支援法が今なくなろうとしています。それで新たな障害者支援のための法律をつくろうということで、これまで訴訟が起こされた過程の中で障害者団体と政府との間で論議されてきました。その内容で今度新しくできるのが、先般閣議決定された内容を見ますと障害者総合支援法という名称になるようですが、この法律が24年度あいて25年度から施行になるのではないかということが言われています。

そういう中で、これまで障害者団体が合意してきた内容の中でぜひお願ひしたいというのは、これはこの陳情書の真ん中の「上記提言による法がめざす6つのポイントは、」ということで、1つは障害のない市民との平等、公平、2つ目には谷間や空白の解消、これは難病なんかの問題で指定から外れる人たちが出てくると困るということです。3つ目には格差の是正、4つ目には放置できない社会問題の解決、5つ目には本人のニーズに合った支援サービス、6つ目に安定した予算の確保ということです。

これを当常任委員会としても学習の意味も含めて、町の保健師に上がっていただきまして福祉課長と2人からいろいろお聞きしたわけですが、に言えば障害者が当たり前に地域で生活していけるような法律としてほしいという、そういうことを国に求めたいという陳情であります。

こういう内容ですので、皆様のご同意を得てぜひ陳情書の採択を行い、意見書の提出に向かって進みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

陳情第3号、障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を求める陳情書についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時12分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま金元君外4名から発議第2号、障害者総合支援法（仮称）の制定等に関する意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第2号 障害者総合支援法（仮称）の制定等に関する意見書について～

○議長（河合永充君） 追加日程第1、発議第2号、障害者総合支援法（仮称）の制定等に関する意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第2号

障害者総合支援法（仮称）の制定等に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成24年3月15日

永平寺町議会議長 河合永充 様

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 永平寺町議会議員 | 金元直栄 |
| 賛成者 | 永平寺町議会議員 | 長岡千恵子 |
| 〃 | 〃 | 松川正樹 |
| 〃 | 〃 | 上田誠 |
| 〃 | 〃 | 酒井要 |

障害者総合支援法（仮称）の制定等に関する意見書（案）

わが国では、平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。しかし、法の施行直後から、様々な問題点が指摘されてきました。その後、政府は平成22年1月に障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制定を実現するとの基本合意を交わしました。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に90ヶ国以上が批准を終えています。わが国は、国内法が未整備のために、いまだ批准できない状況にあります。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に、内閣府における「障害者制度改革推進本部」の下に「障害者制度改革推進会議」が設置されました。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また8月には同推進会議の下に設けられた総合福祉部会の構成員55人の総意として、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という。）がまとめられました。多くの障害者・家族・関係者は、この骨格提言に大きな期待を寄せています。

よって、政府におかれては、障害者自立支援法に代わる新法の制定に察して、骨格提言を最大限尊重するとともに、新法が実効性のあるものとなるよう十分な予算を確保されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月 日

福井県永平寺町議会

(提出先) 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 総務大臣

以上です。

○議長(河合永充君) 提案理由の説明を求めます。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 今、皆さんの前にお示ししてある障害者総合支援法(仮称)の制定等に関する意見書(案)であります。

これにつきましては、もう中に書いてあるとおりでありますが、皆さんのもとにこの「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」ということで、国との間で設けられました障害者部会で決められた新法の制定を目指して、いわゆる国が決めてきた内容の提言そのものをコピーして皆さんにお渡ししてあります。この内容を尊重して、いわゆる障害者自立支援法にかわる新法の制定に際して骨格提言を最大限尊重するとともに、新法が実効性あるものとなるよう十分な予算を確保されるよう要望しますという内容の意見書になっておりますので、ぜひ皆さんのご賛同で意見書を提出したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

発議第2号、障害者総合支援法(仮称)の制定等に関する意見書についての件

を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第37 閉会中の継続審査申出書～

○議長(河合永充君) 次に、日程第37、閉会中の継続審査申出書についての件を議題とします。

教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

～日程第38 閉会中の継続調査申出書～

○議長(河合永充君) 次に、日程第38、閉会中の継続調査申出書についての件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付するこ

とに決定しました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。
暫時休憩します。

(午後 4時21分 休憩)

(午後 4時21分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

したがいまして、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る2月28日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了でき得ましたことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げまして、平成24年第1回定例会を閉会します。

町長より閉会のあいさつを受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成24年度当初予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、多くのとうとい命が一度に失われ、甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から1年が経過いたしました。今もなお34万人の方々が避難生活を続けておられる状況にあり、国民の多くが一日も早い被災地の復旧、復興と原子力

発電所事故の収束に向けた対策、そして金融不安や円高など社会経済状況の立て直しを強く望んでいるところであります。

今月 8 日には国の新年度予算案が衆議院で可決され、参議院での審議が進められており、遅くとも来月 6 日には成立することとなっております。しかし、予算関連である赤字国債法案、国民年金改正案、消費税の増税関連法案など、国民生活に深くかかわる重要法案については成立のめどが立っておりません。審議がおくられて国民生活や経済活動に支障を生じることにはぜひ避けたいと願っているところであります。

人口減少時代の本格化、社会情勢の急激な変化や厳しさを増す財政状況など、国と地方公共団体を取り巻く環境も大きく変化しております。政府におかれましては、本当の意味での国民生活の向上のために、国を挙げて全力で取り組んでいただくようお願いするものであります。

また、現在、町におきましては、これまでと違った防災、減災への取り組みや対応が求められており、地域防災計画の見直しや地区別防災訓練の実施、原子力発電所の事故への対応、さらには避難所の指定の見直しなど、住民の安全確保のために防災力の向上と防災意識の高揚、そして消防体制と危機管理体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

今後の町政の推進に当たっては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら住民生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、町の活性化とすべての町民の幸せを築くため、行財政改革を積極的に進めながら、町民が誇りと将来への希望を持てる永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。

防災行政無線の整備を初め、健康福祉施設、松岡公園、永平寺口駅周辺など重要な事業につきましてはご意見をいただきながら、完成に向けて着実に整備を進めてまいります。

さて、今月 11 日には北陸地方で春一番が観測されたと発表されましたが、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

(午後 4時26分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員